

第2章 障がい者施策に関する現状と課題

1 障がい者施策をめぐる国、県の動向

(1) 国の動き

平成18年の障害者自立支援法*施行に始まる国内法整備を進め、平成26年、国は障害者権利条約*に批准しました。

障害者権利条約*は、障がい者の人権や自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定した、障がい者に関する初めての条約です。この条約締結により、合理的配慮*の否定が差別に当たると規定され、障がい者の権利擁護、差別解消が大きく前進することとなったほか、条約の実施を監視する枠組みや国連への報告義務などによって、国の障がい者施策が後押しされることとなりました。

平成27年1月、「難病*の患者に対する医療等に関する法律」（通称：難病法）が施行されました。

同法は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病*の患者に対する医療費の助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるものです。

平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称：障害者差別解消法*）が施行されました。

同法は、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として平成25年に成立したもので、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としており、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人が必要とする社会的障壁*の除去の実施について必要かつ合理的な配慮*（合理的配慮*）の提供についての努力義務等が規定されました。

平成28年5月、「成年後見制度利用促進法*」が施行されました。

同法は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが重要であるにもかかわらず、これらの人を支える重要な手段である成年後見制度*があまり利用されていないことから、利用の促進について、基本理念を定め、国や地方自治体の責務を明らかにするなどして、成年後見制度*の利用促進に関する施策を計画的かつ総合的に推進していくことを目的としており、成年後見制度*の利用促進に関する基本計画の策定が市の努力義務として規定されました。

平成29年10月、改正「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を始め、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、住宅確保要配慮者*への居住支援などが盛り込まれ、住宅セーフティネット機能の強化が図られました。

平成30年には、第四次障害者基本計画を策定されました。これにより、平成30年度から令和4年度までの概ね5年間に講ずべき障がい者施策の基本的な方向が定められました。

また、同年4月、改正障害者総合支援法*・児童福祉法（成立は平成28年）が施行されました。

同法は、障がい者が自らの望む地域生活が送れるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者の介護保険サービスへの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上のための環境整備が盛り込まれました。

令和元年6月、「読書バリアフリー法*」が施行されました。

同法は、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目指し、アクセシブルな電子書籍等の普及促進やこれらの量的・質的拡充を図るなど、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じて、障がい者の社会参加・活躍を推進していくこととしています。

令和2年6月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、国民が一人丸となって「心のバリアフリー*」を推進していくこととなりました。

同法は、公共交通事業者など施設設置管理者に対し、スロープ板の適切な操作や照度の確保等を義務付けるとともに、市町村に対しては、教育機関等と連携して「心のバリアフリー*」を推進することを求めているほか、国民の責務として、高齢者や障がい者が利用するために設置された施設設備等を、これらの人が円滑に利用できるよう適切な配慮をするように努力する義務を規定しています。

(2) 長野県の動き

長野県では、平成24年3月に、県民一体となって「共生社会」の実現に向けた取組をさらに加速させるため、平成24年度から6年間にわたる長野県の障がい者施策の基本となる新たな「長野県障がい者プラン2012」を策定し、障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地域社会の一員として居場所と出番を見出すことのできる“共に生きる長野県づくり”を目指してきました。

平成30年3月、県は「長野県障がい者プラン2018」を策定し、「全ての県民が理解を深め支え合う『心のバリアフリー*』の推進」、「地域で安心して暮せる自立生活への支援」、「生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進」を基本的視点として、平成30年度から6年間の施策の方向性を示し、引き続き「障がいのある人もない人も共に生きる長野県」を目指しています。

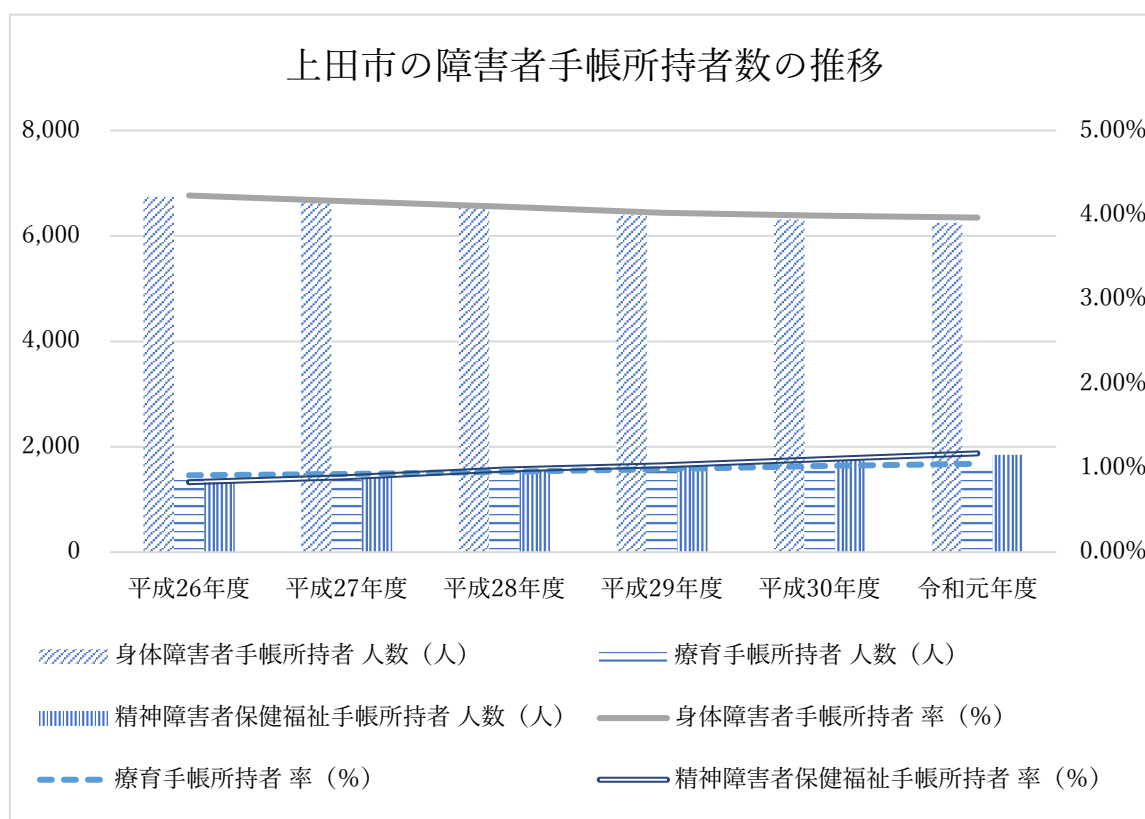
2 上田市における障がい福祉の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者は、令和元年度末時点で身体障害者手帳が6,248人、療育手帳が1,650人、精神障害者保健福祉手帳が1,845人で、身体は減少、知的、精神の2障がいは増加傾向にあります。

3障がいの合計は9,743人で、市の全人口の6%に相当し、上田市民の約16人に1人が何らかの障がいを有していることになります。

年度	上田市 人口	身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉 手帳所持者	
		人数（人）	率（％）	人数（人）	率（％）	人数（人）	率（％）
H26	159,460	6,744	4.23%	1,454	0.91%	1,324	0.83%
H27	159,828	6,650	4.16%	1,484	0.93%	1,419	0.89%
H28	159,460	6,533	4.10%	1,518	0.95%	1,563	0.98%
H29	158,881	6,393	4.02%	1,563	0.98%	1,636	1.03%
H30	158,171	6,313	3.99%	1,614	1.02%	1,740	1.10%
R元	157,480	6,248	3.97%	1,650	1.05%	1,845	1.17%



*人口は、各年度当初の住民基本台帳人口（外国人登録者含む）

*手帳所持者数は、各年度の末日（3月31日）現在

(2) 身体障がい者関係統計

①年齢別・等級別・男女別身体障がい者数

令和2年3月31日現在（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	男	女
0～5歳	8	3	5	2	0	1	19	10	9
6～14歳	14	9	7	8	1	2	41	23	18
15～17歳	3	5	3	2	0	2	15	9	6
18～19歳	4	1	4	6	1	1	17	8	9
20～39歳	48	38	43	48	15	14	206	122	84
40～49歳	81	66	43	48	27	14	279	159	120
50～59歳	120	92	104	128	42	29	515	289	226
60～64歳	91	67	75	104	46	16	399	211	188
65～74歳	364	211	247	399	115	67	1,403	754	649
75歳～	692	460	820	915	203	264	3,354	1,400	1,954
計	1,425	952	1,351	1,660	450	410	6,248	2,985	3,263

高齢になるほど身体障がいのある人の割合が多くなります。

②障がい別・等級別身体障がい者数

令和2年3月31日現在（単位：人）

障害名 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	率（％）
視 覚	101	97	26	31	46	20	321	5.14%
聴 覚 ・ 平 衡	16	86	73	99	4	233	511	8.18%
聴 覚	0	65	70	99	0	233	467	7.47%
ろ う あ	16	21	0	0	0	0	37	0.59%
平 衡	0	0	3	0	4	0	7	0.11%
音声言語そしゃく	0	0	41	25	0	0	66	1.06%
肢 体 不 自 由	248	760	938	1,043	400	157	3,546	56.75%
上 肢	59	437	280	173	87	67	1,103	17.65%
下 肢	44	104	520	870	274	90	1,902	30.44%
体 幹	145	219	138	0	39	0	541	8.66%
内 部 障 が い	1,060	9	273	462	0	0	1,804	28.87%
心 臓	604	0	91	164	0	0	859	13.75%
じ ん 臓	392	0	64	7	0	0	463	7.41%
呼 吸 器	50	0	98	19	0	0	167	2.67%
そ の 他	14	9	20	272	0	0	315	5.04%
合 計	1,425	952	1,351	1,660	450	410	6,248	100.00%

身体障がいの過半数は「肢体不自由（56.75%）」で、次いで「内部障がい（28.87%）」となっています。

(3) 精神障がい者関係統計

① 年齢別・等級別・男女別精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和2年3月31日現在（単位：人）

	1級			2級			3級			合計		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～14歳	4	0	4	10	3	13	0	0	0	14	3	17
15～17歳	2	3	5	7	2	9	1	1	2	10	6	16
18～19歳	5	4	9	4	6	10	4	0	4	13	10	23
20～39歳	84	102	186	110	96	206	14	18	32	208	216	424
40～49歳	120	104	224	86	80	166	20	14	34	226	198	424
50～59歳	113	118	231	87	75	162	14	18	32	214	211	425
60～64歳	42	30	72	29	35	64	6	4	10	77	69	146
65～74歳	80	75	155	32	39	71	9	9	18	121	123	244
75歳以上	33	65	98	10	16	26	1	1	2	44	82	126
合計	483	501	984	375	352	727	69	65	134	927	918	1,845

精神障害者保健福祉手帳所持者の多くは、20代から50代までに分布しています。

② 治療別・病類別状況

(単位：人 それぞれ年度末時点)

治療区分	病類別区分	H27	H28	H29	H30	R元
措置入院	統合失調症	12	19	5	4	13
	気分障害	4	2	3	4	1
	中毒性精神障害	2	3	2	1	1
	認知症	1	1	0	3	2
	その他	4	5	6	4	2
	小計	23	30	16	16	19
医療保護入院	統合失調症	77	112	110	104	102
	気分障害	60	55	60	62	50
	中毒性精神障害	10	11	16	11	10
	認知症	63	66	70	64	76
	その他	28	32	47	44	33
	小計	238	276	303	285	271
合計		261	306	319	301	290
自立支援医療（精神通院）*受給者数		2,669	2,772	2,720	2,853	2,873

(資料提供) 上田保健福祉事務所

自立支援医療受給者数の約10%に相当する人が入院加療を受けていることになります。

(4) 知的障がい者関係統計

① 障がい等級別療育手帳所持者数

令和2年3月31日現在（単位：人）

区分		18歳未満			18歳以上			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
重度	A1	58	13	71	226	149	375	284	162	446
中度	A2	2	1	3	9	5	14	11	6	17
	B1	39	21	60	231	190	421	270	211	481
軽度	B2	134	76	210	310	186	496	444	262	706
合計		233	111	344	776	530	1,306	1,009	641	1,650

重度（A1）は全体の約27%、中度は約30%、軽度は約43%という割合になります。

② 年齢別・障がい程度別・男女別療育手帳所持者数

令和2年3月31日現在（単位：人）

区分	重度			中度			軽度			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～5歳	5	1	6	8	1	9	19	5	24	32	7	39
6～14歳	41	9	50	28	11	39	82	49	131	151	69	220
15～17歳	12	3	15	5	10	15	33	22	55	50	35	85
18～19歳	14	5	19	3	6	9	36	18	54	53	29	82
20～39歳	107	63	170	92	65	157	157	85	242	356	213	569
40～49歳	46	24	70	49	31	80	48	27	75	143	82	225
50～59歳	32	23	55	45	41	86	35	24	59	112	88	200
60～64歳	13	9	22	18	14	32	12	13	25	43	36	79
65～74歳	6	14	20	25	27	52	17	12	29	48	53	101
75歳～	8	11	19	8	11	19	5	7	12	21	29	50
計	284	162	446	281	217	498	444	262	706	1,009	641	1,650

療育手帳は、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳に比べ、幼少期から取得する傾向が高く、18歳未満の所持者が比較的大勢います。

(5) 障がい福祉サービス*の利用状況

① 障がい区分別利用状況（令和2年3月末時点）

（単位：人）

障がい区分	身体障がい	精神障がい	知的障がい	難病*	障がい児	総数
人数	252	303	729	2	305	1,591

※計画相談支援、障害児相談支援の利用実績から集計（両サービスの利用率は100%のため）

手帳所持者数の割に身体障がいのある人のサービス利用が少なく、自立度が高いことが窺えます。

一方で、知的障がいのある人は、自立生活のために多くの人がサービスを利用しています。

② サービス別事業所利用状況（※令和元年度中の請求実績に基づく）

（単位 事業所：箇所、利用者：人）

サービス名		総事業所		内訳			
				市内		市外	
		事業所	利用者	事業所	利用者	事業所	利用者
訪問系	居宅介護	25	286	22	276	3	10
	重度訪問介護	2	2	1	1	1	1
	行動援護	6	34	3	24	3	10
	重度包括支援	3	6	2	5	1	1
	同行援護	8	21	2	15	6	6
	小計	44	349	30	321	14	28
入所系	施設入所支援	30	211	6	122	24	89
	共同生活援助（GH）	40	210	17	162	23	48
	宿泊型自立訓練	2	23	1	17	1	6
	短期入所	21	156	12	103	9	53
	小計	93	600	36	404	57	196
日中活動系	療養介護	6	33	1	13	5	20
	生活介護	52	549	20	407	32	142
	自立生活援助	1	11	1	11	0	0
	自立訓練（機能訓練）	2	6	0	0	2	6
	自立訓練（生活訓練）	9	41	5	36	4	5
	就労移行支援	10	70	3	59	7	11
	就労継続支援A型	5	27	3	21	2	6
	就労継続支援B型	45	573	26	474	19	99
	就労定着支援	3	9	1	2	2	7
	小計	133	1,319	60	1,023	73	296
相談系	計画相談支援	70	1,269	20	1,027	50	242
	地域移行支援	4	8	3	7	1	1
	地域定着支援	7	131	6	118	1	13
	小計	81	1,408	29	1,152	52	256
障がい福祉サービス*合計		351	3,676	155	2,900	196	776
障害児給付	障害児相談支援	13	306	9	290	4	16
	児童発達支援	6	103	2	96	4	7
	医療型児童発達支援	1	3	0	0	1	3
	放課後等デイサービス	14	244	9	227	5	17
	保育所等訪問支援	2	12	2	12	0	0
	障害児給付合計	36	668	22	625	14	43

市内の事業所が不足していたり、事業所のサービス内容の違い等から、約21%（776/3,676）の人が市外の事業所を利用しています。

(6) 自立支援給付費の支出状況

上段:延人数(人) 下段:給付費(千円)

サービス種類	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
居宅介護	2,458	2,385	2,318	2,394	2,572	2,634
	131,746	128,383	128,718	121,180	122,871	127,096
重度訪問介護	12	23	23	24	24	24
	855	15,669	21,227	21,664	25,303	25,970
行動援護	244	292	324	338	347	356
	41,012	56,907	64,629	68,992	65,284	69,953
重度包括	43	48	58	71	72	72
	29,785	34,150	44,273	57,543	56,862	60,276
同行援護	125	126	121	130	145	135
	4,739	5,016	5,185	5,367	5,842	6,883
療養介護	375	376	381	368	369	385
	98,527	98,097	99,803	95,601	98,761	104,011
生活介護	5,260	5,439	5,547	5,806	6,007	5,931
	1,023,506	1,073,396	1,105,809	1,177,895	1,207,498	1,249,200
短期入所	666	724	773	882	957	925
	39,972	37,610	39,504	42,777	48,666	50,051
施設入所支援	2,460	2,469	2,427	2,439	2,413	2,369
	292,956	304,456	307,477	320,363	323,126	321,781
共同生活援助	1,707	1,902	1,967	2,088	2,143	2,213
	206,344	243,496	260,457	291,610	303,151	329,994
自立訓練(宿泊)	192	235	263	204	171	192
	19,294	24,703	27,649	19,617	20,164	22,278
自立生活援助	0	0	0	0	0	78
	0	0	0	0	0	1,328
自立訓練(機能)	23	31	40	19	45	28
	2,706	3,144	4,506	2,238	5,633	3,112
自立訓練(生活)	239	257	300	226	205	300
	25,939	29,306	29,657	20,852	20,251	42,207
就労移行支援	368	508	566	634	471	353
	62,993	78,464	83,255	94,894	63,414	50,347
就労継続支援(A)	291	308	308	319	297	285
	36,424	38,590	38,477	39,517	38,518	36,956
就労継続支援(B)	4,174	4,328	4,655	4,990	5,616	5,629
	469,221	489,379	525,728	560,544	627,895	652,883
就労定着支援	0	0	0	0	34	87
	0	0	0	0	1,195	2,632
計画相談支援	1,982	2,425	3,209	3,388	3,613	4,521
	29,164	37,460	49,771	53,498	57,656	71,146
地域移行支援	12	3	35	47	39	22
	478	70	1,164	1,711	1,599	897
地域定着支援	0	29	231	873	947	1,192
	0	203	1,276	4,366	6,704	11,278
合計	20,631	21,908	23,546	25,240	26,487	27,731
	2,515,661	2,698,499	2,838,564	3,000,229	3,100,392	3,240,280

(7) 補装具・日常生活用具の状況

上段:延件数(件) 下段:給付費(千円)

サービス種類	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
補装具費	306	265	280	284	325	295
	26,679	24,844	30,821	31,224	31,566	30,410
日常生活用具 給付費	3,255	3,345	3,601	3,427	3,577	3,752
	33,068	34,786	33,992	33,732	35,624	36,565

(8) 自立支援医療費の状況

(単位:千円)

サービス種類	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
育成医療	4,241	5,817	6,268	4,610	2,271	1,661
更生医療	85,068	92,389	105,689	108,569	117,723	132,209
療養介護医療	26,467	26,062	28,126	28,437	27,673	31,159
合計	115,776	124,267	140,083	141,616	147,668	165,029

障がい者数の増加や、サービス利用ニーズの増加を受け、自立支援給付費や補装具費、自立支援医療費は年々増大しています。そのため、障がいのある人がサービスを受けるばかりではなく、納税者となれるように、地域移行と自立、就労の必要性がますます高まっています。

(9) 特定医療(指定難病)医療費受給者数

(単位:人)

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
特定医療(指定難病)医療費受給者数	1,134	1,150	1,064	1,106	1,138

(資料提供) 上田保健福祉事務所 それぞれ、年度末(3月31日)時点。

障害者総合支援法*の対象となる指定難病*は361疾病あります。(令和3年3月時点)

(10) 地域生活支援事業*給付費の支出状況

<上段:延人数(人) 下段:給付費(千円)>

サービス種類	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
移動支援	210	218	227	214	200	198
	83,466	83,908	87,894	82,049	77,916	69,619
訪問入浴サービス	11	9	13	12	13	14
	6,474	8,609	10,621	9,589	10,909	9,576
日中一時支援	85	86	92	76	61	65
	10,817	10,296	10,413	7,550	7,365	7,980
合計	306	313	332	302	274	277
	100,757	102,813	108,928	99,188	96,190	87,175

訪問入浴サービスは増加傾向にありますが、移動支援や日中一時支援は、同種の障がい福祉サービス*への移行を進め、減少傾向にあります。

(II) 障がい児を対象とした事業給付費の支出状況 上段:延件数(件) 下段:給付費(千円)

サービス種類	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
障害児相談支援給付費	413	405	419	553	658	811
	5,913	5,810	6,135	8,107	9,959	12,584
児童発達支援	880	859	749	789	798	849
	154,133	153,008	137,654	141,745	163,221	168,895
医療型児童発達支援	24	23	11	23	24	31
	1,328	1,132	526	1,750	2,688	3,287
放課後等デイサービス	419	696	885	1,280	1,771	2,278
	30,108	48,573	61,370	81,462	107,166	139,296
保育所等訪問支援	17	33	48	60	56	46
	166	319	457	556	728	697
高額障害児通所給付費	31	36	53	26	31	38
	99	104	152	66	255	183
肢体不自由児通所医療費	24	23	11	23	23	32
	492	351	151	471	654	776

障がいの早期発見・早期療育の観点から、障がい児に係る給付は増加傾向にあり、特に放課後等デイサービスは、高いニーズに合わせて地域資源(事業所)も増加したことから、大幅に増加しています。

(12) 障がい児在園状況(公立保育園・幼稚園の推移) (単位:人)

年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
障がい児(A)	7	10	6	6	8	19
発達が気にかかる児童(B)	400	392	426	413	394	401
合計(A+B)	407	402	432	419	402	420

(A)特別児童扶養手当*支給対象児童・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

(B)上段以外で診断名のある障がい児及び医療受診をしている児童・発達が気にかかる児童

(資料提供:保育課)

(13) 巡回指導の状況 (単位:人)

年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
公立保育園・幼稚園児数	2,627	2,687	2,830	2,759	2,699	2,660
巡回指導 回数	60	60	53	70	65	48
巡回指導 人数	533	566	508	481	525	429

公立保育園・幼稚園・私立保育園に在籍する発達に課題を持つ児童に対しての保育士の関わり方や児童の理解について、保育課付けの言語聴覚士、発達支援担当で各園を巡回し、アドバイスを行っています。また、必要性に応じて発達相談、教育相談、就学相談に繋げるよう進めています。(資料提供:保育課)

(14) 発達相談件数

(単位:人)

年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
相談実績	205	235	183	198	154	146

発達相談:障害児発達相談事業の実施(平成20年度から。対象は保護者)

保護者と園が障がい児等を正しく理解し、対応していくために、発達相談を実施しています。

(相談員の臨床発達心理士は、上小圏域障害者総合支援センターに委託)(資料提供:保育課)

(15) 発達相談センター*での相談者数の推移と相談状況

(単位:人)

年度		H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元
相談人数		1,399	1,506	1,636	1,896	2,085	1,959
内訳	乳幼児	339	246	233	259	311	260
	園児	245	234	267	378	391	490
	小学生	661	773	870	1,000	1,081	961
	中学生	118	187	231	226	269	237
	高校生	36	44	27	33	33	11
	その他	0	22	8	0	0	0

相談1件につき異なる専門職が2人で担当し、子どもの特性を見極めたうえで保護者の相談にあたっています。

(資料提供:発達相談センター*)

(16) 小学校における障がい児の通学状況

令和2年5月1日現在(単位:人)

		学級数	児童数		
			低学年	高学年	計
特別支援学級	知的障がい	28 学級	75	58	133
	自閉症・情緒障がい	37 学級	90	146	236
合計		65 学級	165 人	204	369
通級指導教室	LD等（通級）	2 か所			43
	言語障がい（通級）	2 か所			63

(注)本市在住の児童のみ

「言語障がい(通級)」には、ことばや聞こえ等にニーズのある児童を含む。

(資料提供)上田市教育委員会 学校教育課

(17) 中学校における障がい児の通学状況

令和2年5月1日現在(単位:人)

		学級数	生徒数			
			1年生	2年生	3年生	計
特別支援学級	知的障がい	14学級	18	22	33	73
	自閉症・情緒障がい	21学級	37	46	39	122
合計		35学級	55人	68	72	195
通級指導教室	LD等(通級)	1か所				8

(注)本市在住の生徒のみ

(資料提供)上田市教育委員会 学校教育課

(18) 放課後児童クラブ等における利用状況

(単位:人)

		H26	H27	H28	H29	H30	R元
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ・ 児童館・児童センター)	登録児童数 (年間)	3,004	3,129	3,134	3,259	3,573	3,653
	上のうち、 障がい児数	145	151	144	156	158	152

(注)本市在住の生徒のみ (資料提供)上田市教育委員会 学校教育課

放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にありますが、そのうち障がい児の利用者数は、全体の伸び率を踏まえると減少傾向にあります。

(19) 特別支援学校*の児童生徒数の推移

(単位:人)

学部	小学部				中学部				高等部				訪問	総計
学年	低	中	高	計	1	2	3	計	1	2	3	計		
H26	20	18	13	51	9	15	15	39	25	28	36	89	1	180
H27	17	29	13	59	9	10	14	33	34	25	28	87	1	180
H28	25	20	22	67	14	9	11	34	31	34	25	90	1	192
H29	22	23	31	76	9	14	9	32	37	31	34	102	2	212
H30	23	29	23	75	20	9	15	44	18	37	30	85	2	206
R元	27	24	25	78	19	20	10	49	32	18	36	86	2	213

(注)各年度4月1日現在の人数。小学部の「低」は1・2年、「中」は3・4年、「高」は5・6年の合計

(資料提供)上田養護学校

特別支援学校*の児童生徒数は、年々増加傾向にあります。

3 障がい者施策に対する市民意識とニーズ

第3次上田市障がい者基本計画の策定に当たって、上田市における現状の把握、課題の抽出、障がいのある人の意見を反映することを目的に、障がい者等意向調査と関係団体への意見聴取、市民意見（パブリックコメント）募集を実施しました。

【障がい者等意向調査の概要】

(1) 調査の目的

計画の策定に向けて、より実効性のある計画とするために基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 調査の実施概要

各調査の対象者、方法、回収結果などは次のとおりです。

調査票種別	障がい者向け	障がい児の 保護者向け	健常者向け
調査対象	以下に該当する者 800名を無作為抽出 ・市内在住 ・障害者手帳所持 ・18歳～64歳	以下に該当する者 200名を無作為抽出 ・市内在住 ・18歳未満の子が障害 者手帳を所持、又は特別 児童扶養手当*受給	以下に該当する者 1,000名を無作為抽出 ・市内在住 ・18歳以上
調査方法	郵送により調査票を配布し、郵送により回収		
調査期間	令和元年10月10日 ～10月25日	令和元年10月1日 ～10月18日	令和元年9月13日 ～9月30日
配布数	800票	200票	1,000票
回収数	332票	79票	383票
回収率	41.5%	39.5%	38.3%
合計	配布数 2,000票 回収数 794票 回収率 39.7%		

1) 回答率(割合(%))は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表記しました。

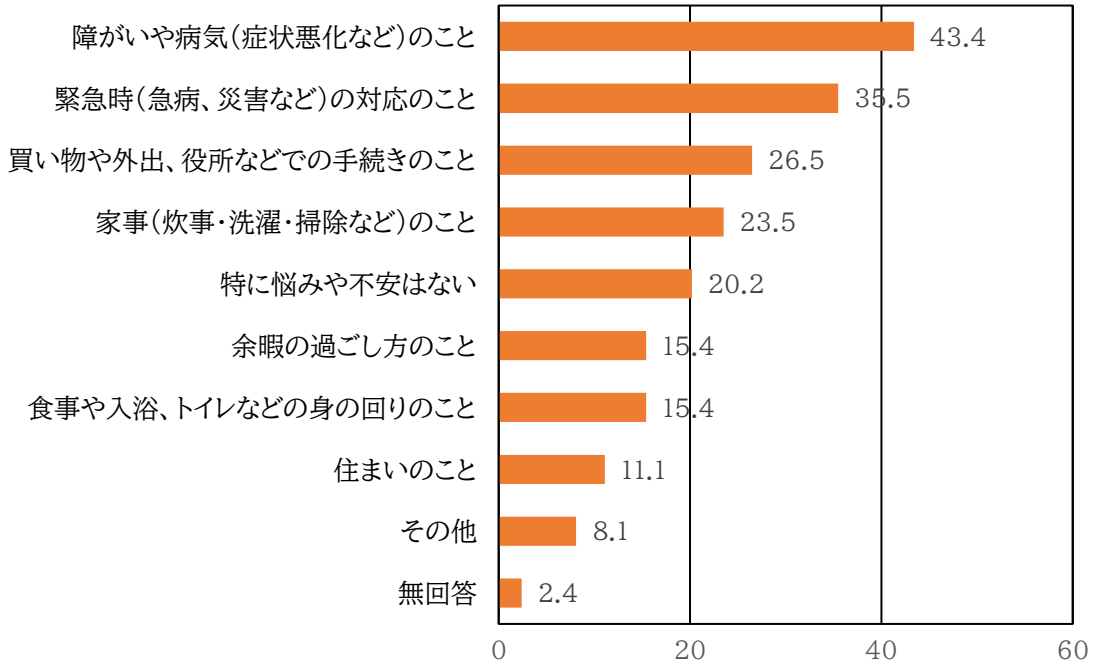
このため、合計が100にならない場合があります。

2) 複数回答方式(マルチ回答)の設問では、回答率(割合(%))は回答者総数に対する回答数の割合を示しています。したがって、回答率の合計は100になりません。同様に、回答数の合計は回答者総数とは一致しません。

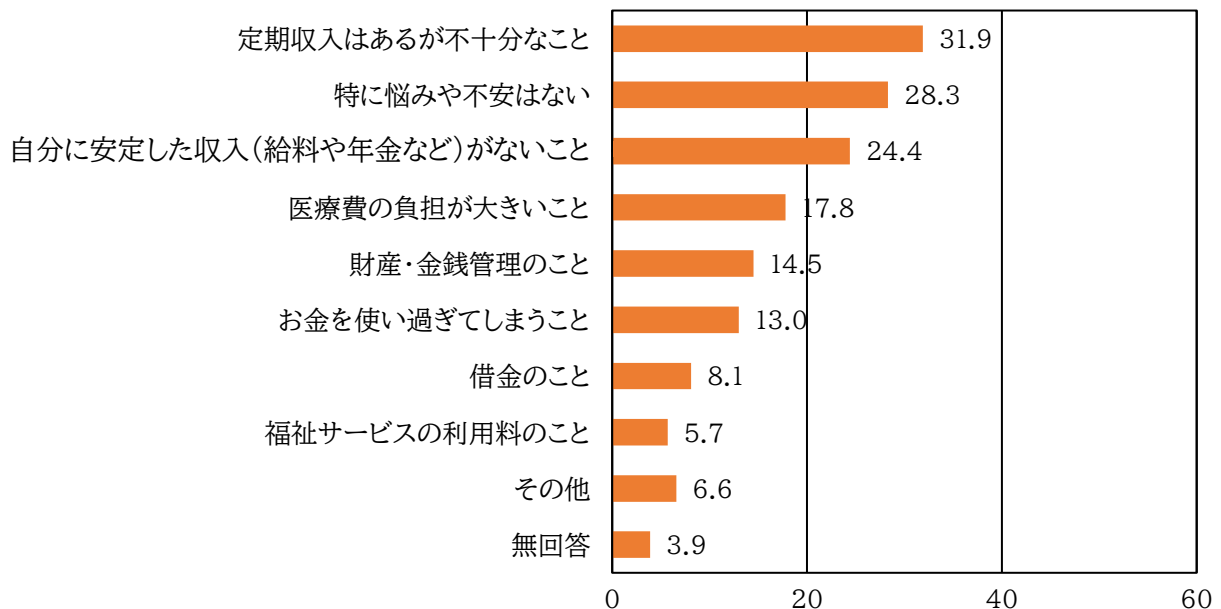
【障がい者向けの意向調査の結果概要及び考察】

(I) 相談支援体制の充実について

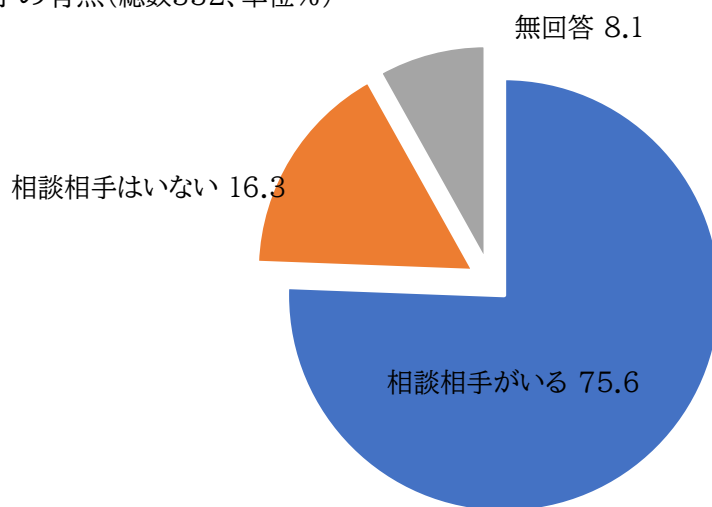
日常生活の悩みや不安について(総数332、複数回答、単位%)



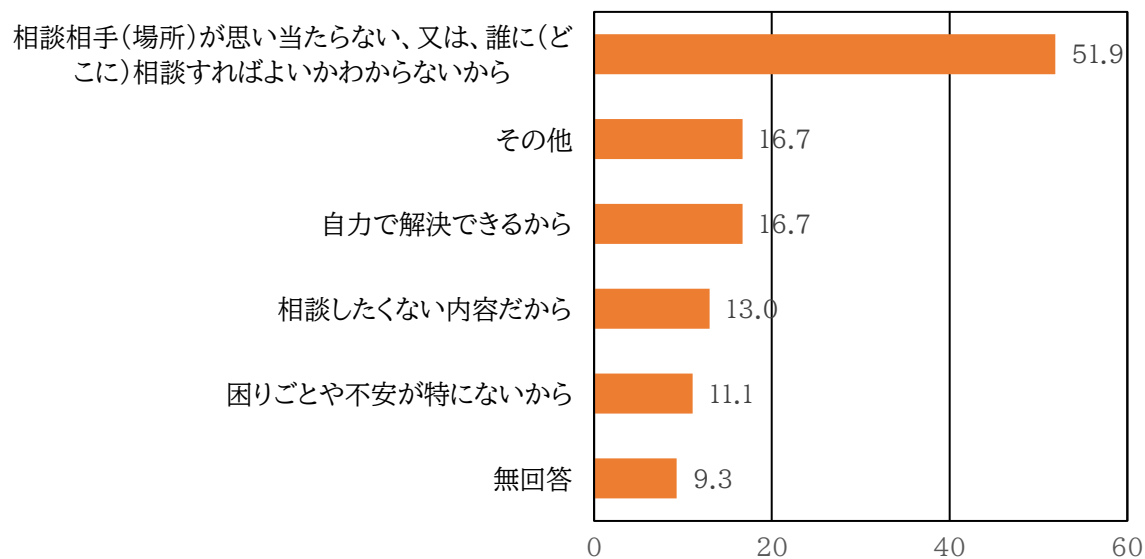
お金に関する悩みや不安について(総数332、複数回答、単位%)



相談相手の有無(総数332、単位%)



相談相手がいらない場合の理由(総数54、複数回答、単位%)

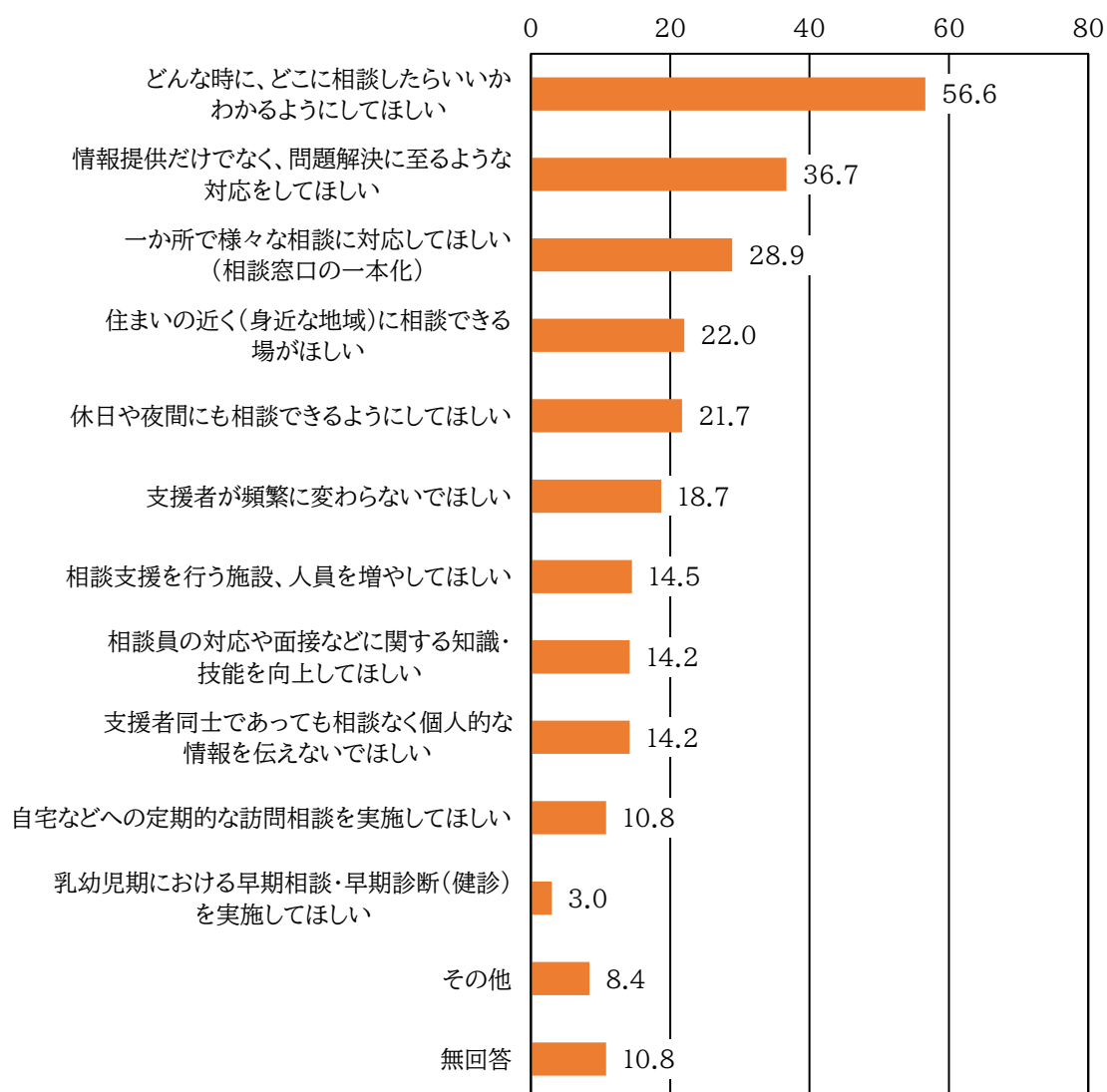


「その他」の主な内容:相談しても理解してくれない、相談しづらい、相談しても解決しない、など

障がいのある方の悩みや不安は、健康面だけでなく有事の際のことや経済的なことなど多岐に渡っており、それを相談できる相手がいると答えた方は75%に上りました。

一方、相談窓口がどこなのかがわからずに相談できない人が一定数いるため、相談支援体制の確保や相談支援体制に関する周知等が課題となっています。

相談支援体制について望むこと(総数332、複数回答、単位%)

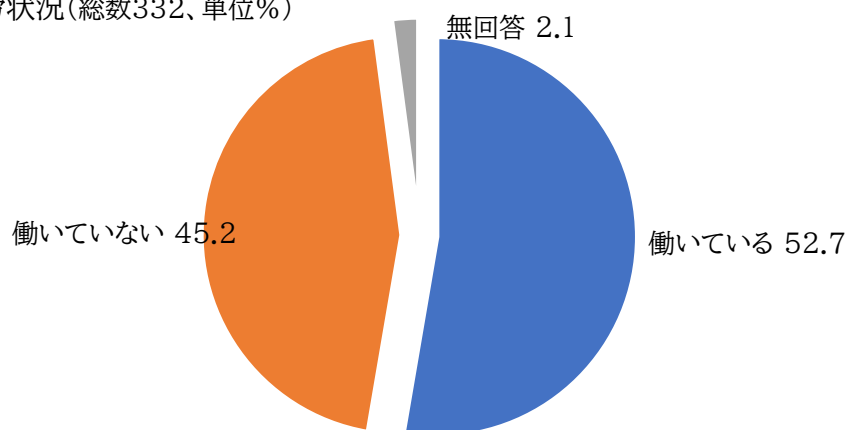


相談支援体制の充実については、相談相手がない理由の上位を占めていた理由と密接に関係しており、窓口がどこなのかを分かるようにしてほしいといった意見や、問題解決に結び付くような対応を望む声がありました。

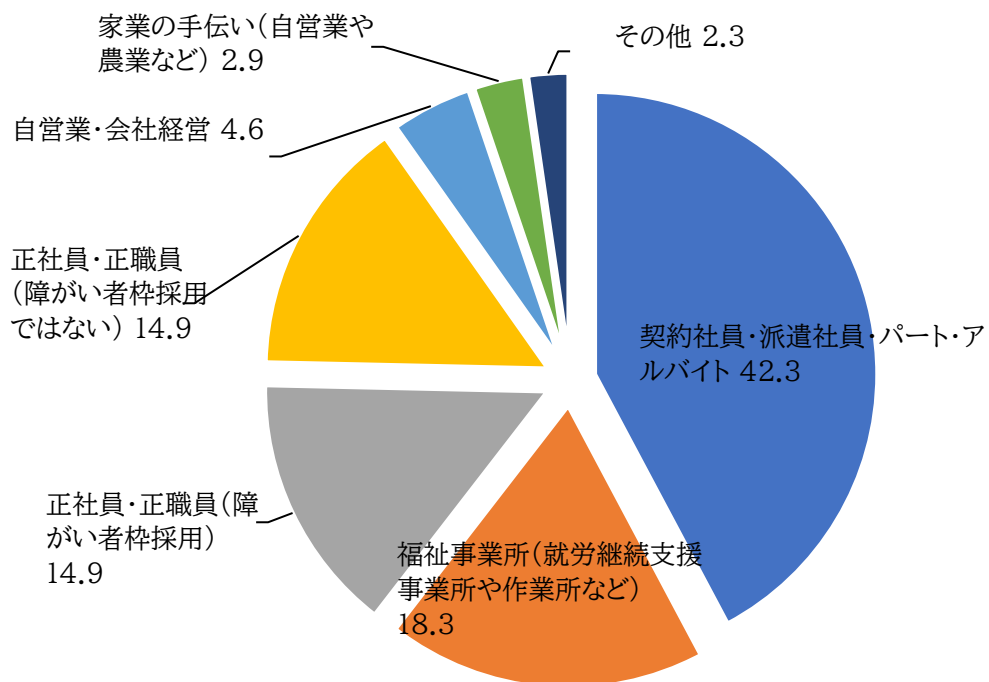
問題解決に結び付けていくためには、総合的かつ専門的に支援ができるよう、相談機関及び相談員の質の向上がますます求められます。

(2) 就労支援について

現在の就労状況(総数332、単位%)



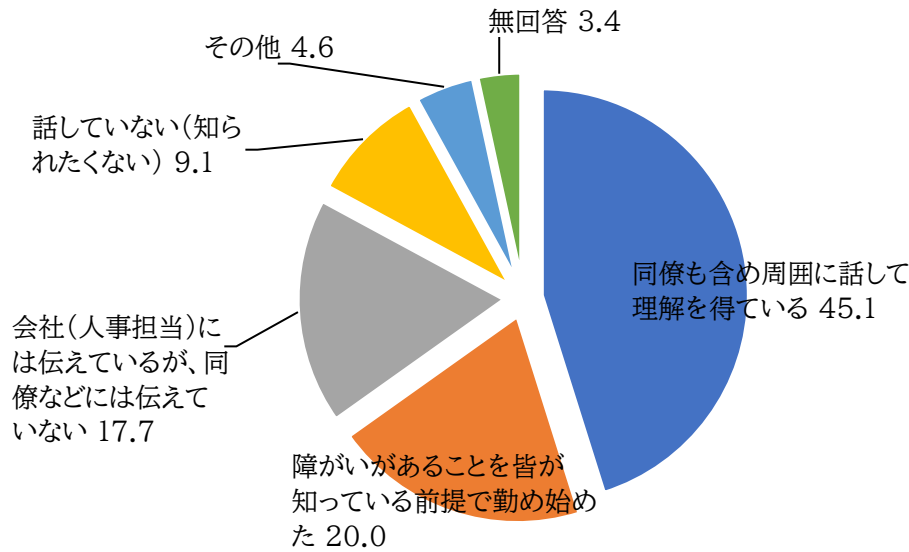
現在の仕事(総数175、単位%)



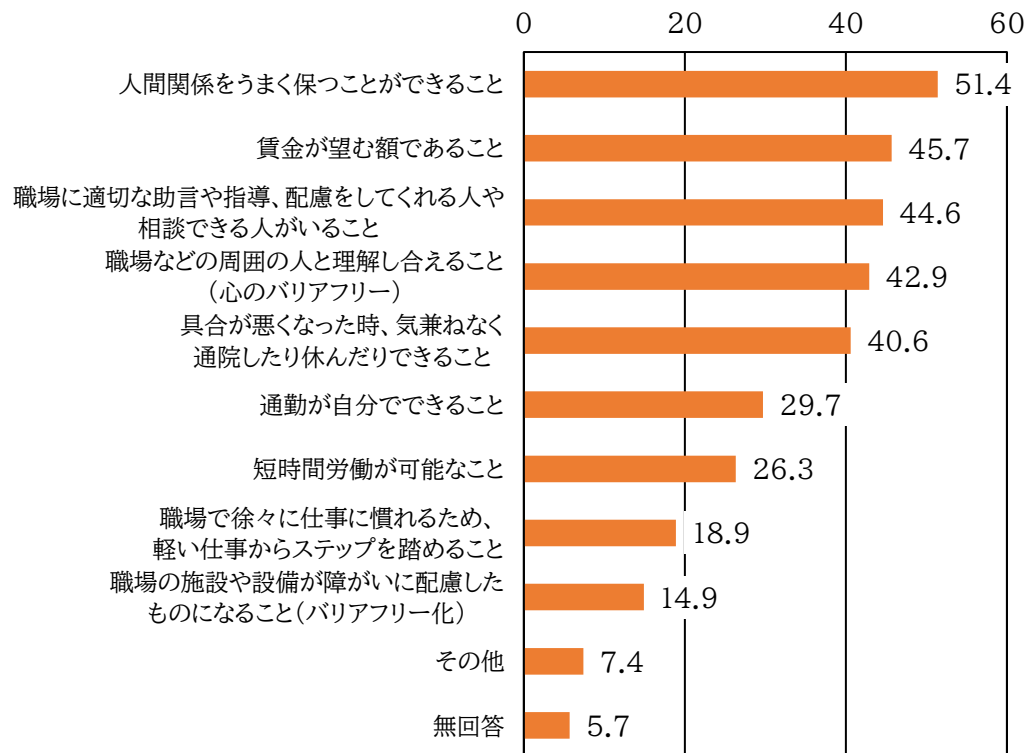
障がいのある方の半数以上が就労していますが、就労先は民間企業でも契約社員や派遣社員といった就労形態が多く、また、福祉施設への通所も多い状況です。

正規職員としての採用は、全体の約3割にとどまっています。

障がい者向けの意向調査の結果概要及び考察

勤め先や職場のあなたに障がいがあることの認知の有無
(総数175、単位%)

今後も継続して働くために必要な支援や環境(総数175、複数回答、単位%)

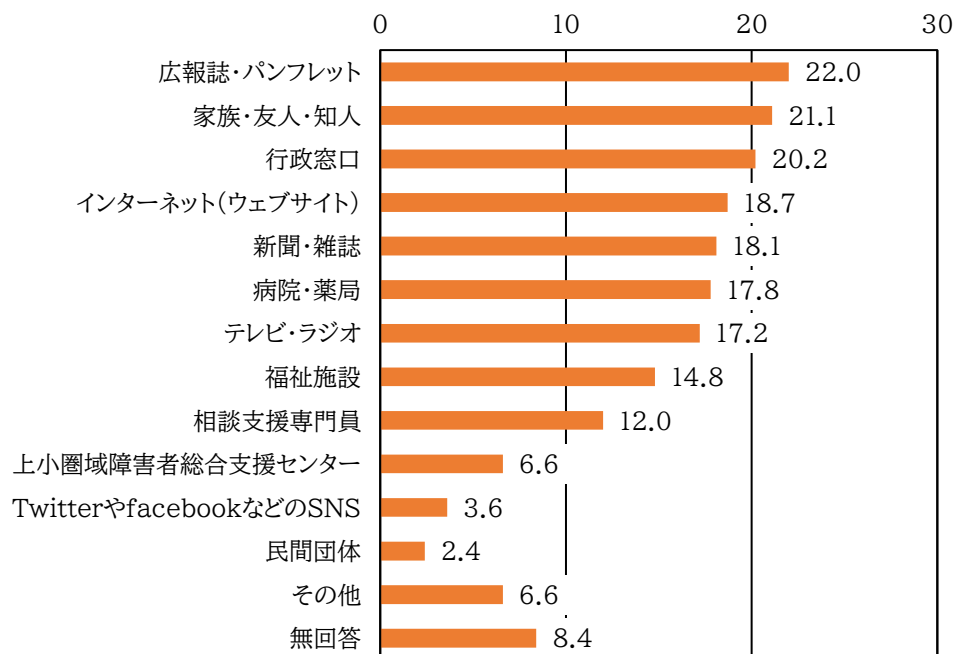


就労を定着させていくためには職場の理解が不可欠です。障がい特性に合わせて必要な配慮や工夫を従業員同士が行いやすい環境を作ることが、結果的に人間関係を良好に保つことにもつながるため、障がいについてオープンにし、職場の理解を得る事が重要です。

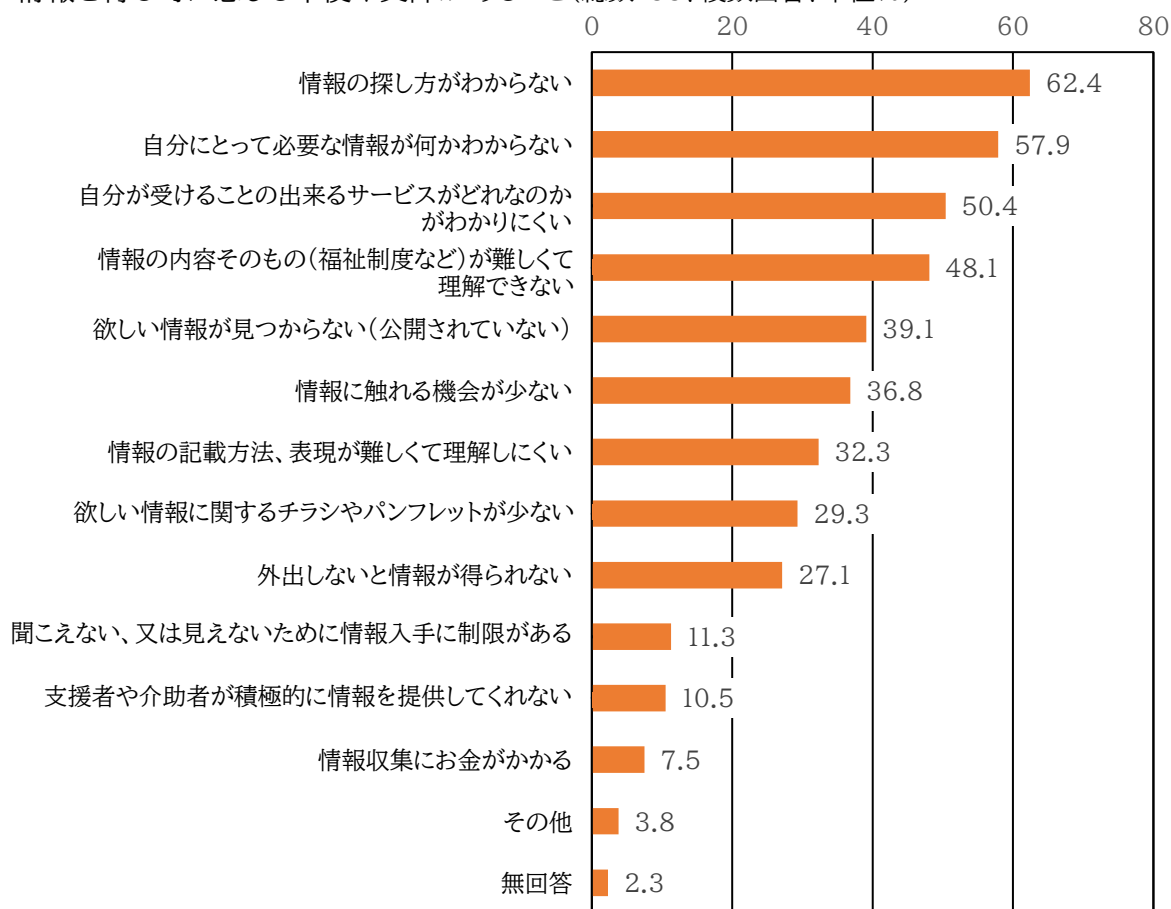
職場に対し障がいをオープンにしやすい社会になるよう、障がいへの理解の普及・促進が引き続き課題となります。

(3) 情報アクセシビリティ・情報コミュニケーションについて

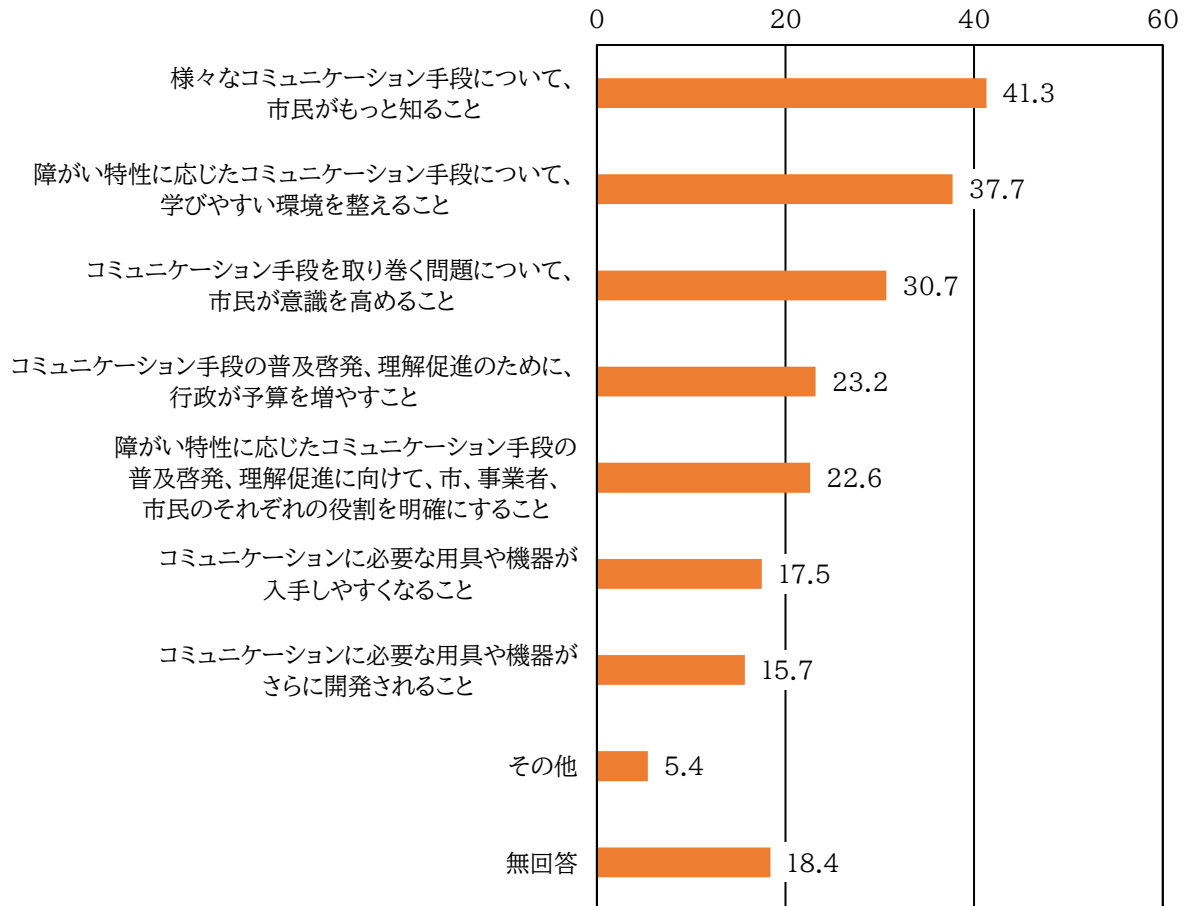
福祉サービス等に関する情報の入手先(総数332、複数回答、単位%)



情報を得る時に感じる不便や支障があること(総数133、複数回答、単位%)



障がいのある方とのコミュニケーションが、より快適・的確・便利になるために必要なこと(総数332、複数回答、単位%)



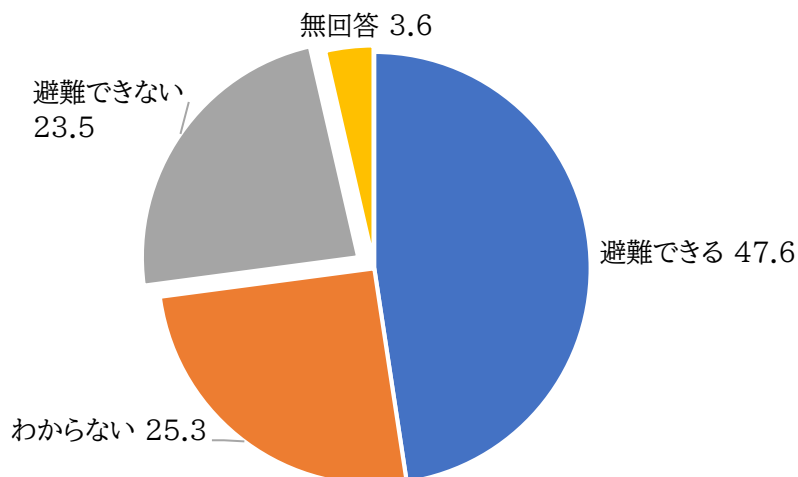
広報誌やパンフレットなどの紙媒体による情報発信・取得手段は、依然として重要な位置を占めていますが、情報発信・取得手段も多様化しています。

多種多様な媒体により情報があふれる中、情報の探し方がわからないといった情報リテラシー*に課題があり、情報を発信するだけでなく、受け取り方の支援といったことが必要です。

情報の発信手段の選択や提供する情報の内容へも情報の受け手への配慮が必要です。そのため、障がいのある人がどのような手段であれば情報を得やすいのか、様々なコミュニケーション手段を市民が知ることも重要です。

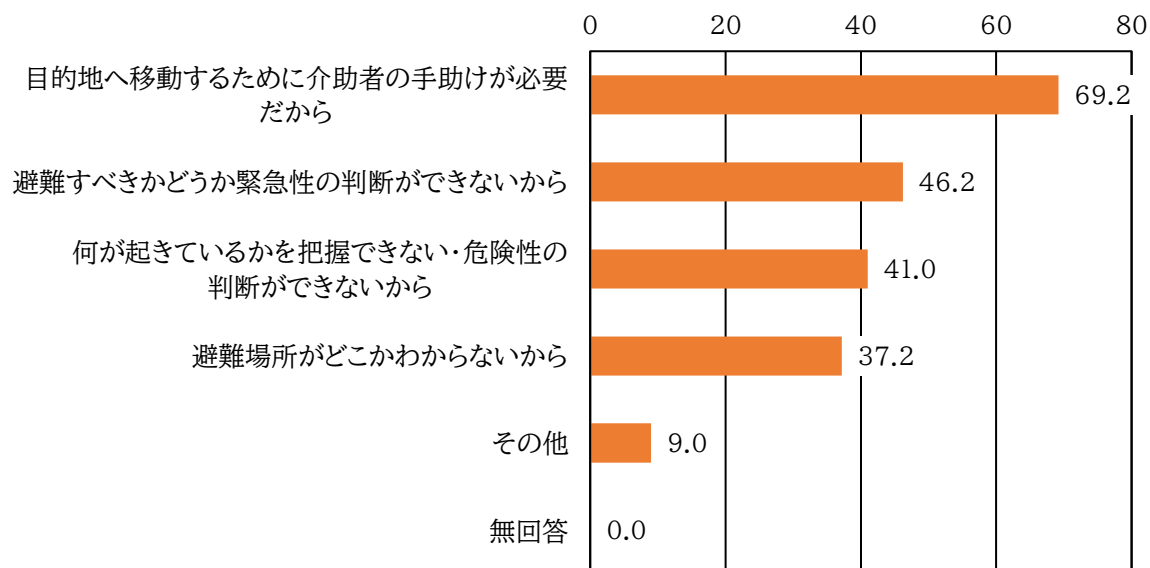
(4) 防災・災害対策について

災害時にひとりで(自力で)避難できますか？(総数332、単位%)



半数以上が、自力での避難に自信がないと回答しています。

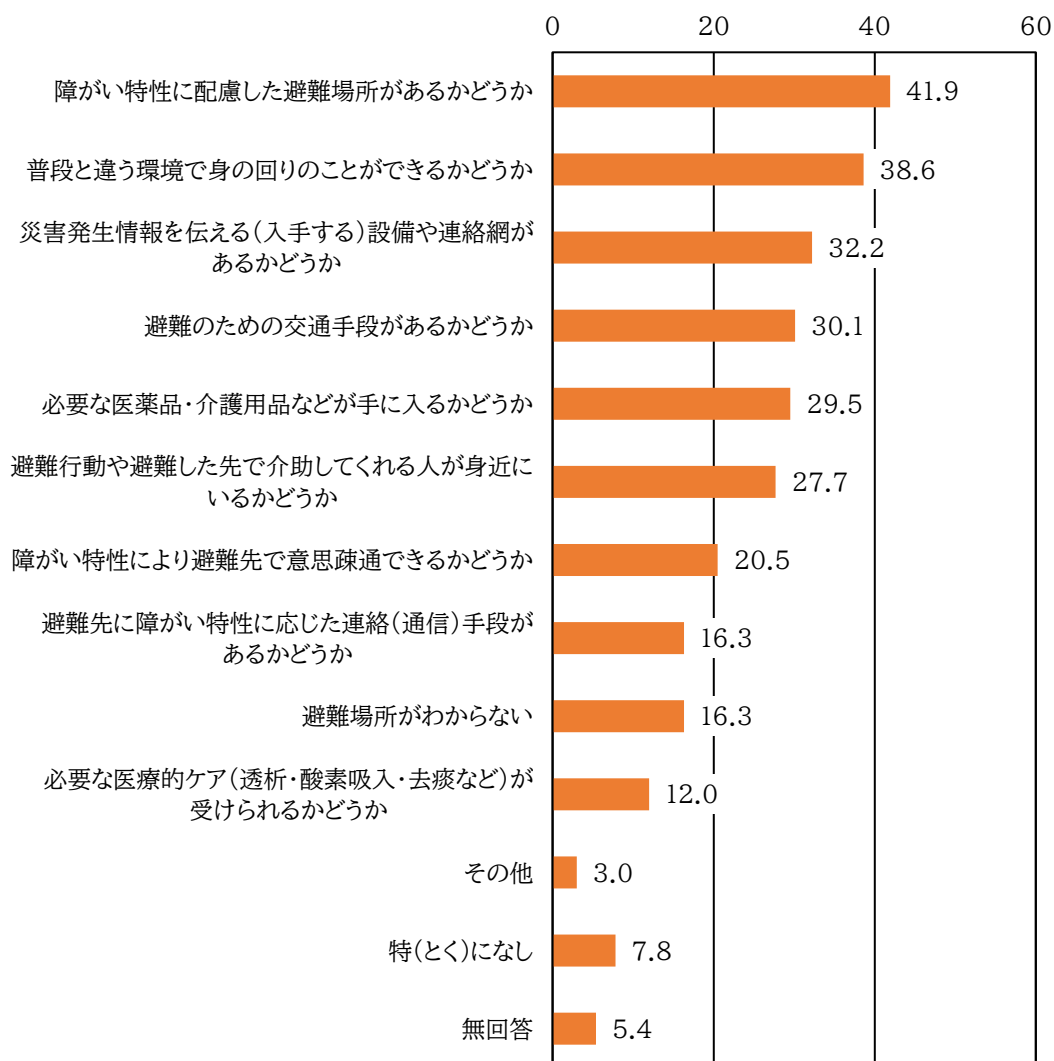
ひとりで避難できない理由(総数78、複数回答、単位%)



移動の介助が必要なことはもとより、判断力に不安を抱えています。

移動手段の確保だけでなく、避難指示等の的確な伝達が課題と考えられます。

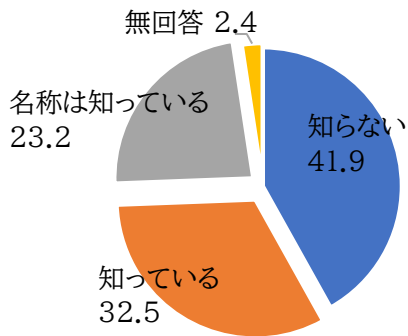
災害が発生したとき不安なこと(総数332、複数回答、単位%)



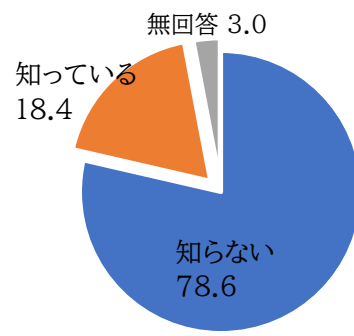
災害時において障がい特性に応じた配慮を受けることができるかどうかに一番関心が集まっています。避難所における合理的配慮*の提供が課題であるとともに、障がい特性に応じた配慮や医療的ケア*ができる福祉避難所*の確保が求められています。

(5) 権利擁護について

「成年後見制度」の認知度
(総数332、単位%)

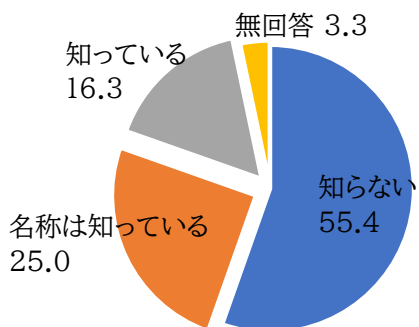


「上小圏域成年後見支援センター」
の認知度(総数332、単位%)

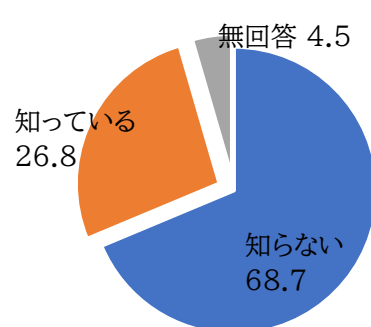


障がい者や高齢者などの判断能力に不安のある人に対する財産管理や身上保護をサポートする成年後見制度*については、障がい者の半数近くがまだ知らず、その窓口を担う成年後見支援センターも 78.6%が知らないという状況で、制度等の周知が課題となっています。

「障害者虐待防止法」の認知度
(総数332、単位%)

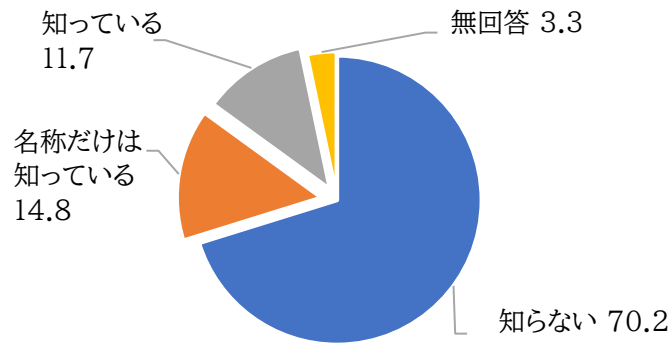


障がいのある方への虐待を
発見したときの通報義務について
の認知度(総数332、単位%)



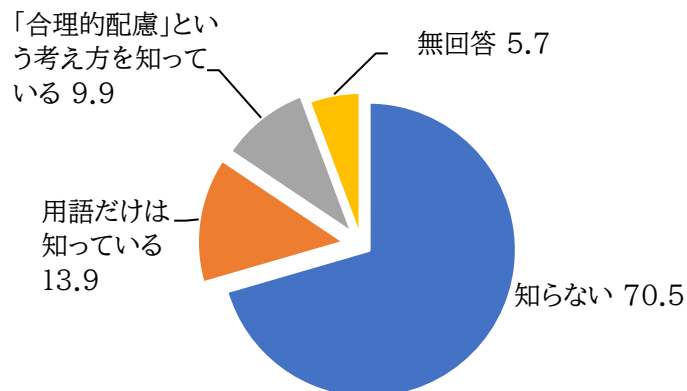
障がい者への虐待を防止するとともに、虐待をした者に対する支援を規定した障害者虐待防止法*については、障がい者の過半数が知らない状況です。また、虐待されている本人であるか否かを問わず、虐待が疑われる事例を発見した際の通報義務についても、約3分の2が知らないと答えています。

「障害者差別解消法」の認知度
(総数332、単位%)



障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人が必要とする社会的障壁*の除去の実施について必要かつ合理的な配慮*（合理的配慮*）の提供についての努力義務等を規定している「障害者差別解消法*」については、70.2%の障がい者が知らないと回答しています。

「合理的配慮」の認知度
(総数332、単位%)

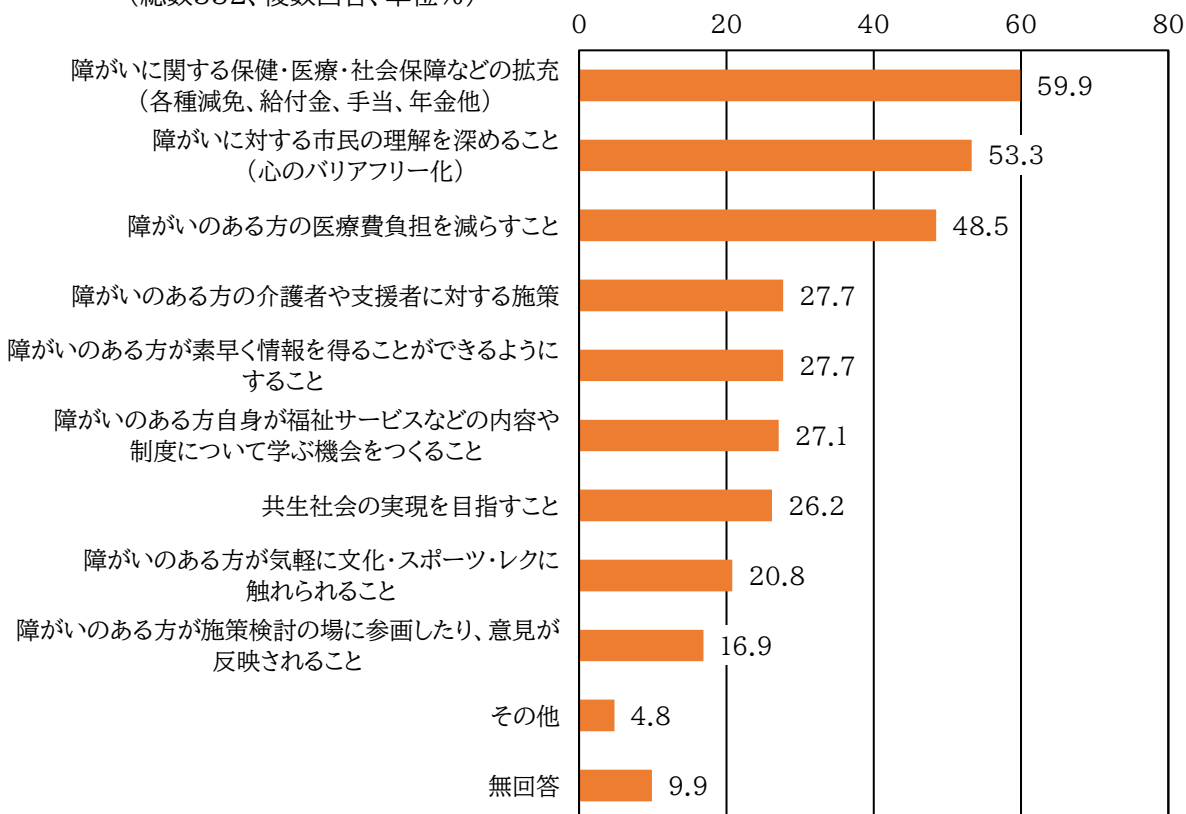


合理的配慮*という考え方について、70.5%の障がい者が知らないと回答しており、法の趣旨や意義についての周知が課題となっています。

(6) 障がい福祉施策について

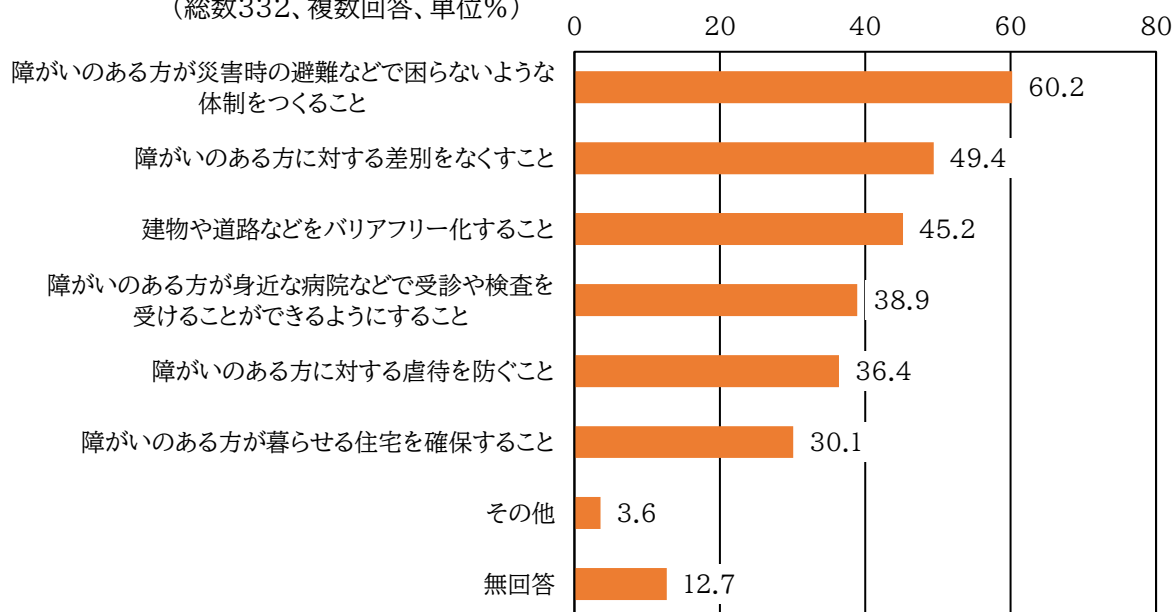
特に重要だと思う「障がい福祉施策」(生活全般)

(総数332、複数回答、単位%)



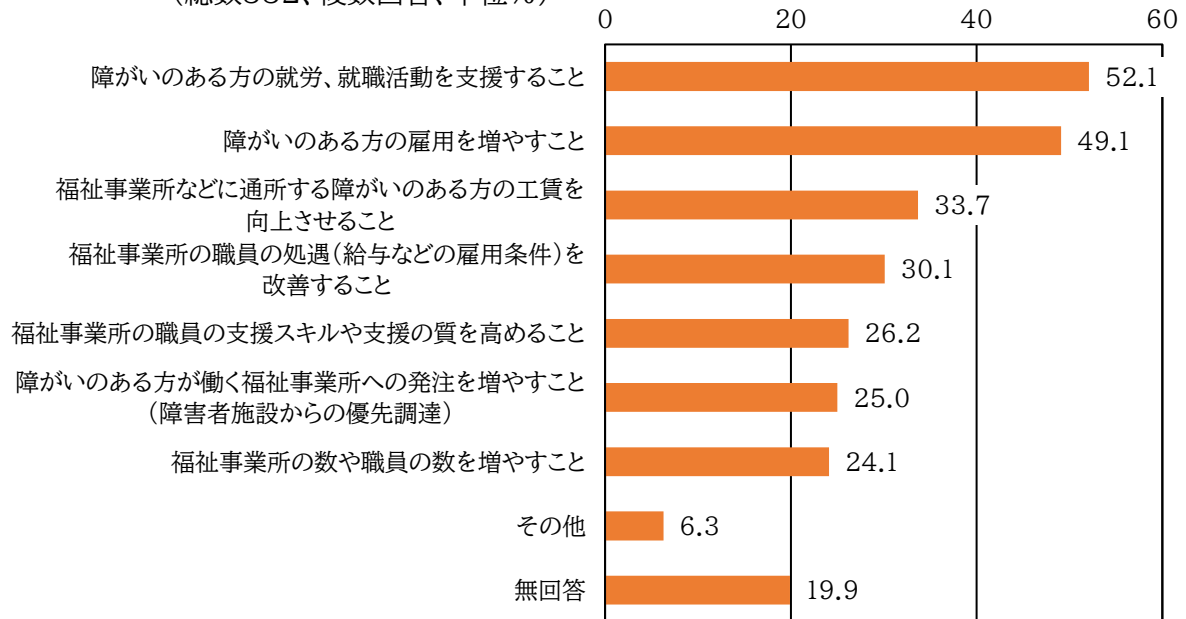
特に重要だと思う「障がい福祉施策」(安心安全の確保)

(総数332、複数回答、単位%)



特に重要だと思う「障がい福祉施策」(就労支援体制の充実)

(総数332、複数回答、単位%)



生活全般については、保健・医療・社会保障などの制度的な拡充を除いては、障がいに対する市民の理解を深める心のバリアフリー*化を重要視していることがわかりました。そのほか、障がいのある本人ではなく、介護者や支援者に対する施策を障がいのある本人が高い割合で望んでいることも明らかとなりました。

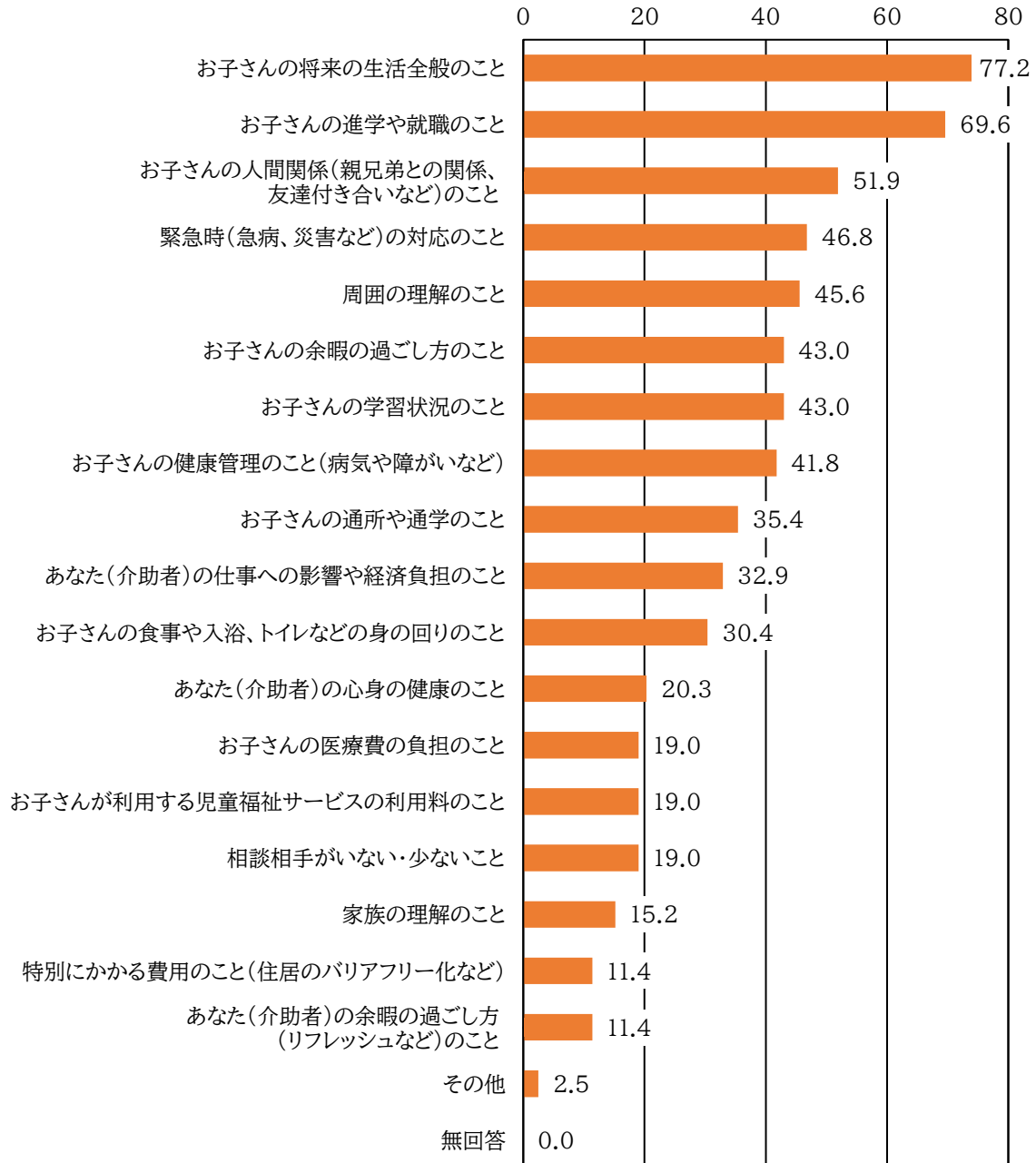
安心安全の確保といった面では、台風19号災害の直後のアンケートということもあり、災害時の避難体制の整備が最重要課題であると認識されています。差別解消といった心のバリアフリー*を求める声も強い状況です。

就労支援については、働きたくても就労先が見つからないという状況を反映し、雇用先を増やすことを含めた就労支援が上位にきています。

【障がい児の保護者向けの意向調査の結果概要及び考察】

(I) 相談支援について

日常生活での悩みや不安(総数79、複数回答、単位%)

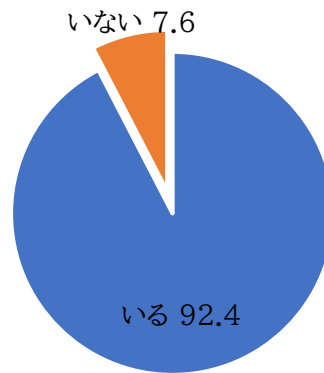


障がい児の保護者の方の悩みや不安の第一位は、親亡き後の子どもの将来の生活となっています。これは、現時点において、障がい児や障がい者に対する支援や彼らを取り巻く環境が、彼らが安心して生きていくには不十分であることを物語っています。

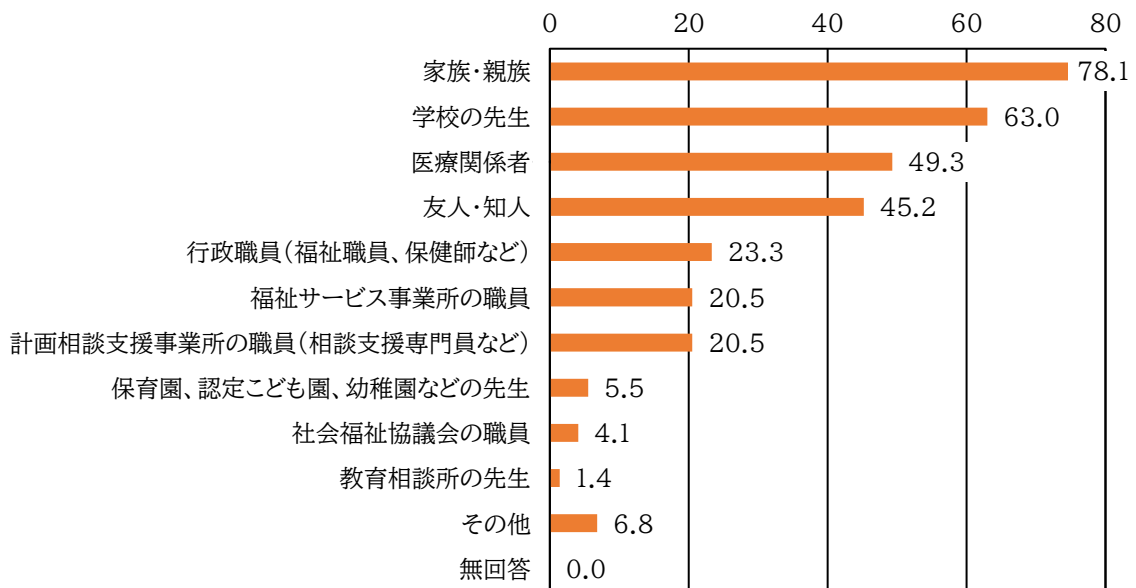
将来への不安を軽減できるよう、障がい福祉施策のさらなる拡充が求められています。

障がい児の保護者向けの意向調査の結果概要及び考察

悩みや不安の相談相手の有無
(総数79、単位%)

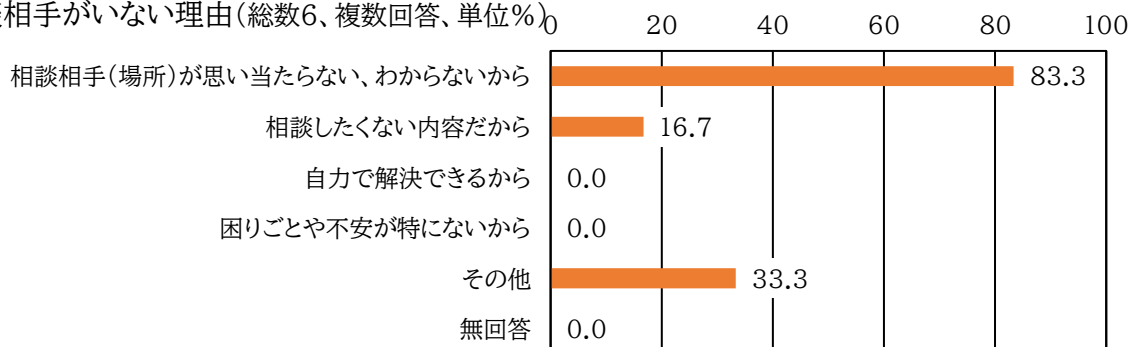


悩みや不安の相談相手(総数73、複数回答、単位%)



悩み事の相談相手として家族を除いては、学校の先生がトップになっています。進路相談のみならず、生活全般の相談対応においても教職員の役割が重要であることが窺えます。そのため、教職員に対する障がい福祉制度への周知や障がいへの理解促進が求められています。

相談相手がない理由(総数6、複数回答、単位%)

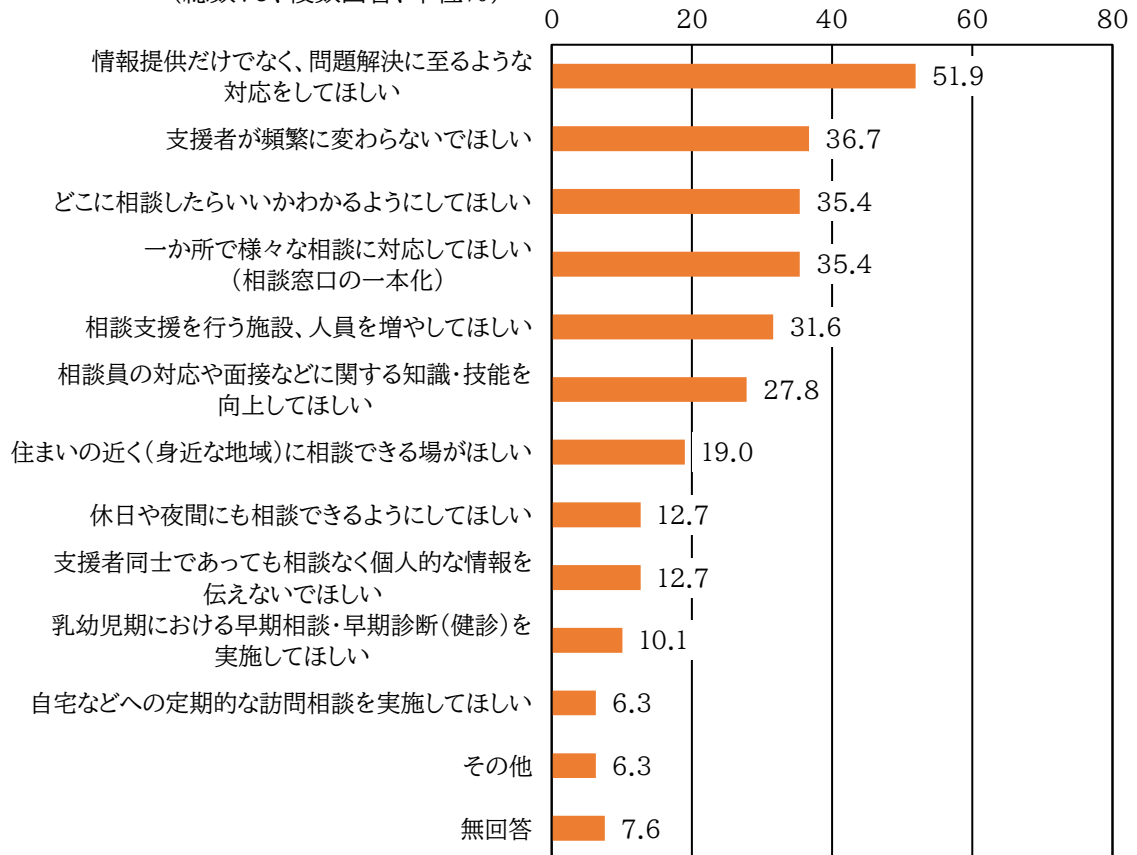


相談相手がない理由は、相談先がわからないが多数を占めています。

障がい児の保護者向けの意向調査の結果概要及び考察

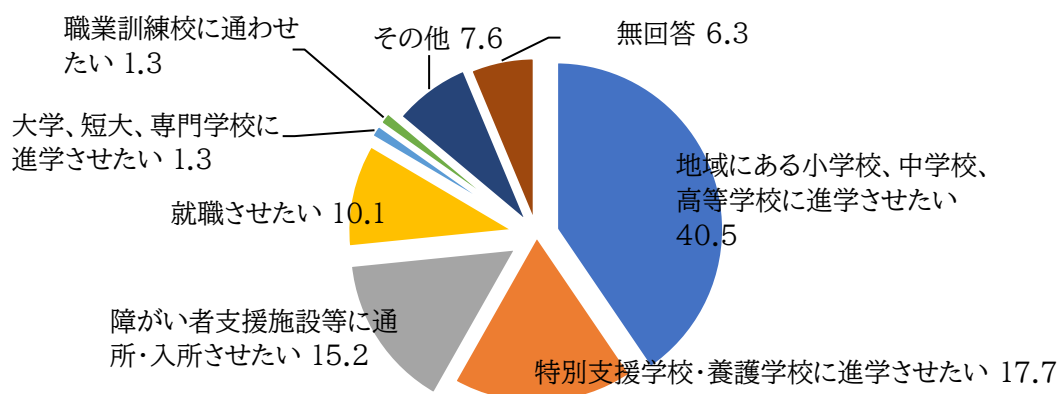
お子さんの生活に関する相談(相談支援体制)について望むこと

(総数79、複数回答、単位%)



障がい児の保護者においては、問題解決に至るような対応を最も望まれています。また、支援者が頻繁に変わらないことが望まれており、本人や家族のことをよく知り、専門的かつ総合的に問題解決を支援できるような支援者による伴走型支援が望まれていることが窺えます。

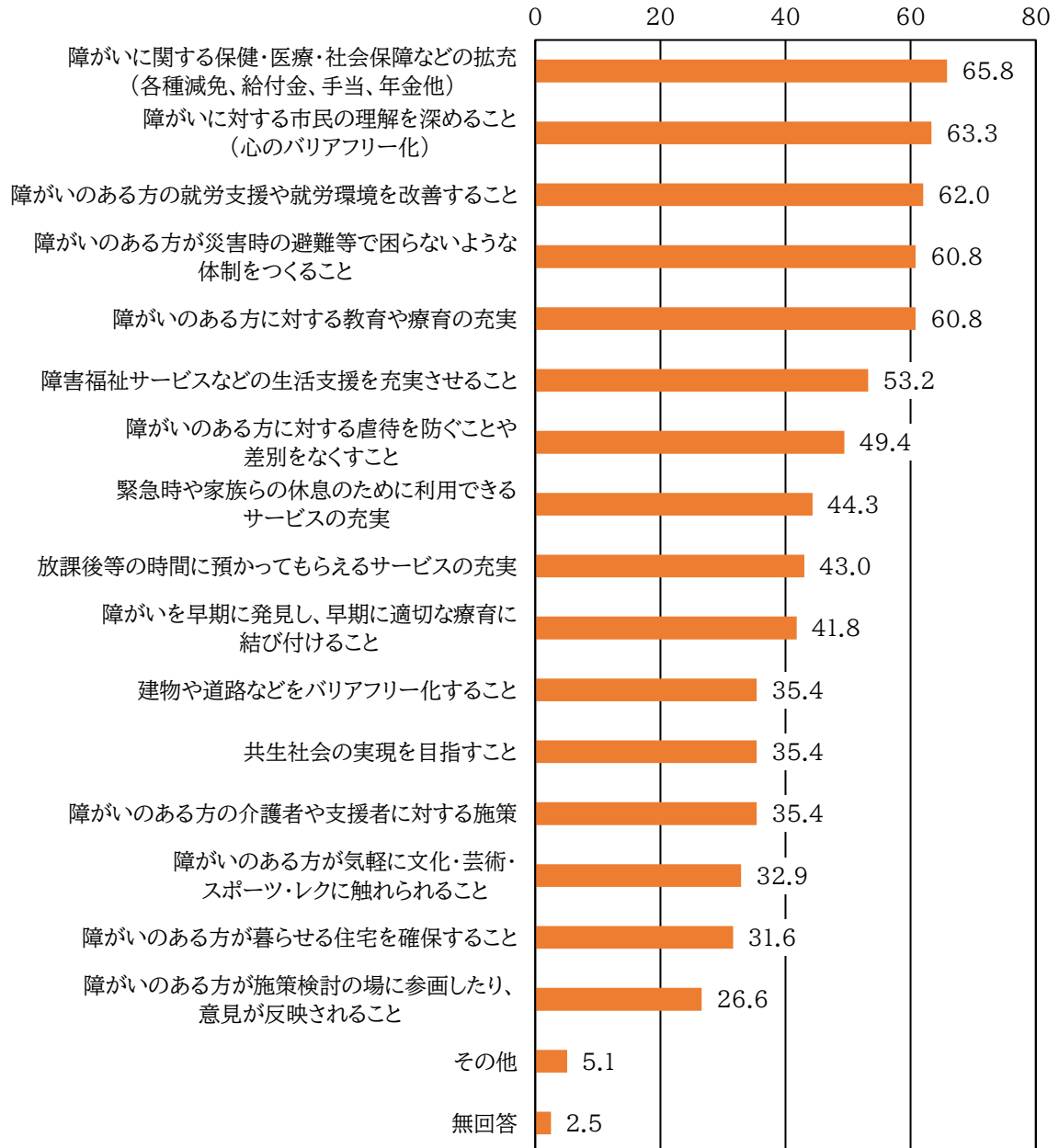
卒園・卒業後のお子さんの進路についての意向(総数79、単位%)



進路として地域の小中学校等への進学を望む方が40.5%と多く、障がいの有無にかかわらず、同じ学び舎で学ばせたいと考える保護者が多いようです。

(2) 障がい福祉施策について

特に重要だと思う「障がい福祉施策」(総数79、複数回答、単位%)



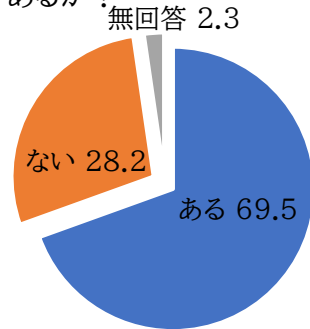
障がいに対する市民の理解を深める心のバリアフリー*化や就労支援、災害対策などが上位を占めており、これらの不足が保護者の不安につながっていると考えられます。

【健常者向けの意向調査の結果概要及び考察】

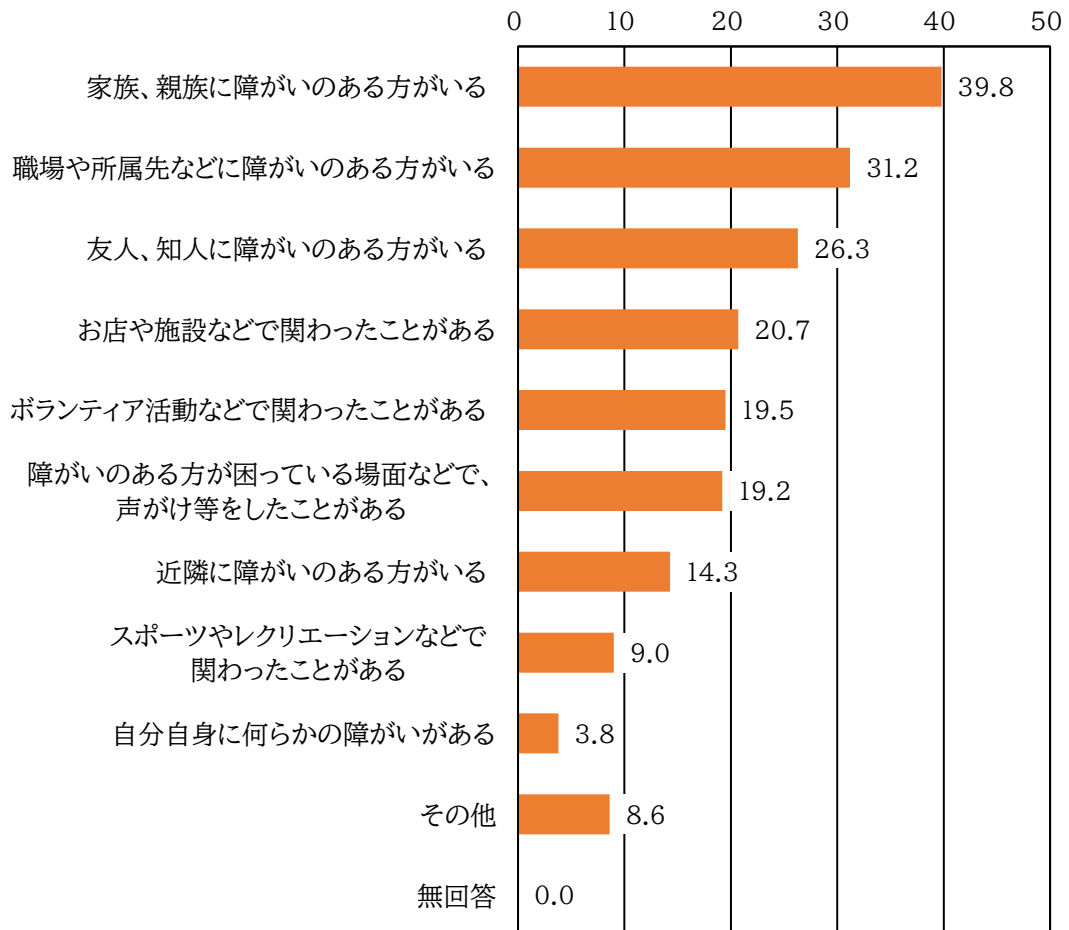
(I) 障がい者との関わり・共生社会について

障がいのある方と関わったことがあるか？

(総数383、単位%)



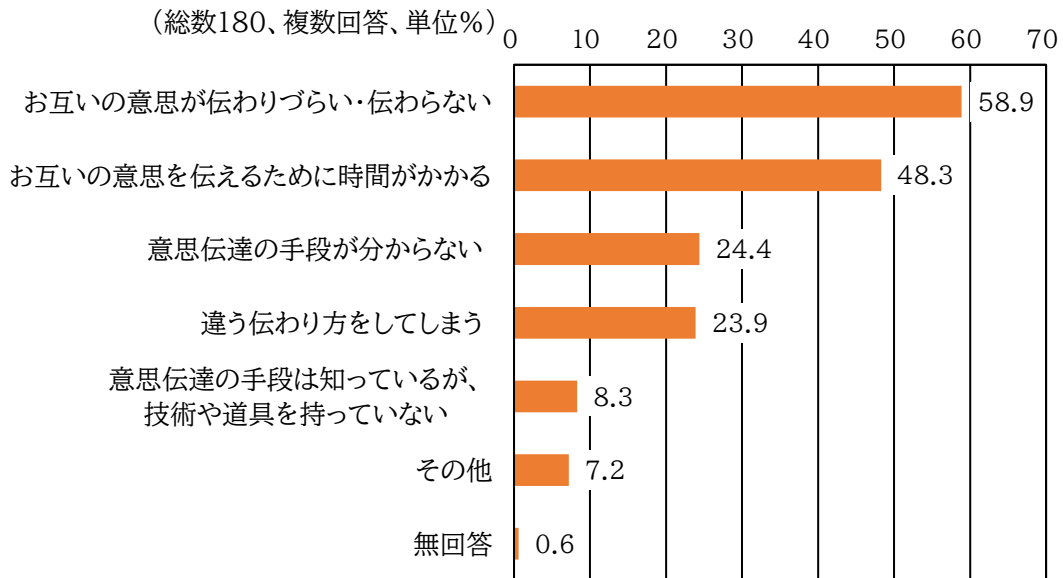
障がいのある方と関わった場面(総数266、複数回答、単位%)



健常者の約70%が障がい者に関わりを持っており、家族や親族だけでなく、職場や学校、友人知人にもいるなど、障がいのある人はとても身近な存在です。

障がいのある方とのコミュニケーションで、困ること、困ったこと

(総数180、複数回答、単位%)

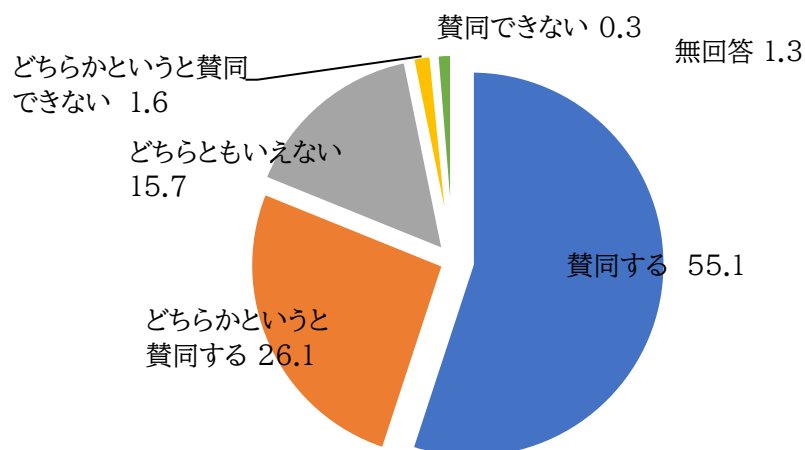


障がいのある人とのコミュニケーションでは、お互いの意思が伝わりにくいといった問題があります。伝わらない原因のひとつは、伝える手段に対する十分な理解がないことにあると考えられ、コミュニケーション手段に対する理解の促進が課題となっています。

その他自由意見として、「話しかける勇気がない」「障がいがある事が一見してわからない」「障がいがあることを告知されていない為、触れていいのかわからない」「声がけの仕方、タイミングが分からない」「恩着せがましくない関わりが難しい」といったものがありました。

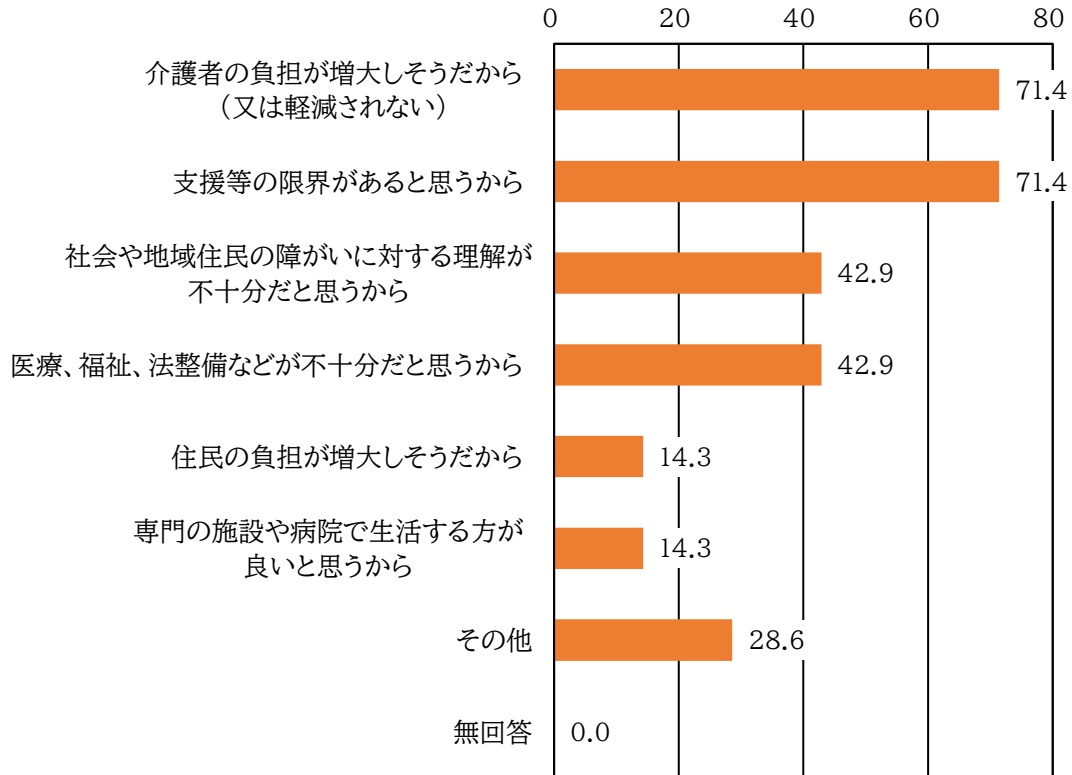
「共生社会」「障がいのある方との共生」という考え方について

(総数383、単位%)



障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら生活しようという「共生社会」の考え方について、約80%の人が賛同している一方、15.7%が「どちらともいえない」とし、約2%は「どちらかという賛同できない」「賛同できない」としています。

「どちらかというとは賛同できない」「賛同できない」理由
(総数7、複数回答、単位%)



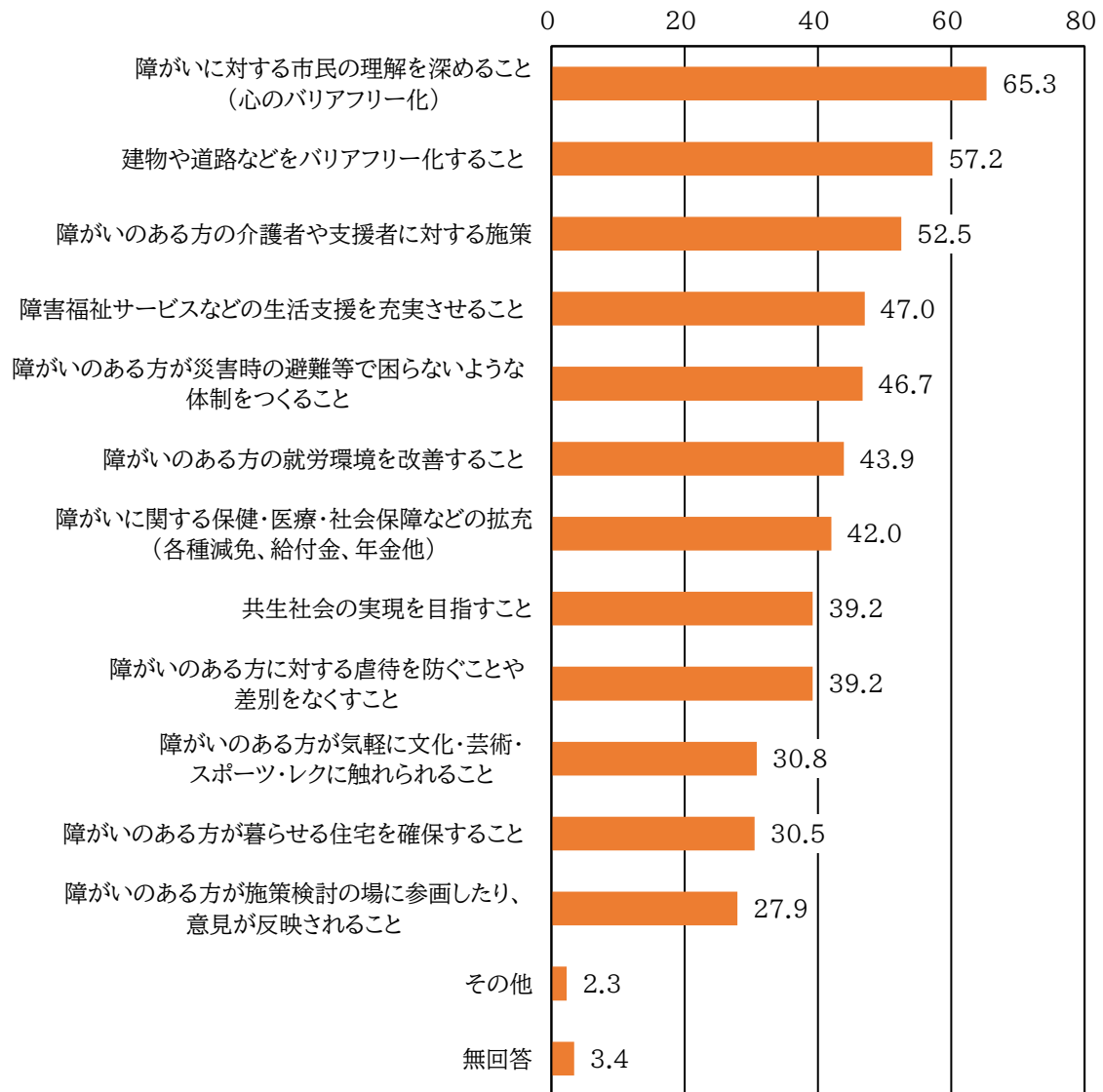
共生社会という考え方について「どちらかというとは賛同できない」「賛同できない」理由のトップは、「介護者の負担が増大しそうだから」「支援等の限界があると思うから」となっています。

このことから、介護者への支援の充実を図るとともに、障がい者支援の充実を図ることで、共生社会に向けて進むことができることが窺えます。

特に介護者への支援については、障がいのある人や障がい児の保護者においても特に関心高く、重要課題であると考えられます。

(2) 障がい福祉施策について

重要だと思う「障がい福祉施策」(総数383、複数回答、単位%)



心のバリアフリー*化を最重要視している点は、障がいのある人や障がい児の保護者と同じであり、市民全体において最重要課題であることが窺えます。

一方、建物や道路などのハード面のバリアフリー*化については、健常者において第2位にある一方で、障がいのある人らの重視する施策の上位にはないことから、課題に対する考え方の相違も見られます。

介護者に対する支援や災害時の支援体制確保などが上位に挙がっている点は、当事者と課題の捉え方が一致していると考えられます。

【障がい者等関係団体からの意見聴取】

募集期間：令和2年12月1日（火）から令和3年1月4日（月）まで

募集方法：郵送、FAXなど

提出された意見：2団体から

- 計画案のロードマップによる推進について
- 意思疎通支援の拡充について
- 障がい者団体活動への支援について
- 障がいのある人の立場に立った相談支援体制について
- 見守り支援の充実について
- 公共施設などのバリアフリー*化について
- 公共施設などでの障がいのある人への配慮について
- 身体障害者相談員の配置について など

【広報うえだで市民意見（パブリックコメント）を募集】

広報うえだ令和2年11月16日号及び市ホームページにて募集

募集期間：令和2年12月1日（火）から令和3年1月4日（月）まで

募集方法：郵送、電子メールなど

提出された意見：27件

- バリアフリー*化施策の推進に係る障がい当事者の参画について
 - 障害者差別解消法*に係る普及啓発について
 - 障がい福祉サービス*利用者における制度趣旨の理解、マナー向上について
 - 移動手段の確保について
 - 障がい者の結婚、出産、子育てに関する支援について
 - 障がい者当事者が参加する研修について
 - 情報リテラシー*の向上と、きめ細かな情報提供について
 - 災害時等の避難場所等の情報提供について
 - 女性障がい者の支援について
 - ピアカウンセリング*の推進について
 - 市職員の障がい者採用について
 - 政策決定の場への障がい者の参画について
 - コロナ禍におけるサービス提供の確保について
 - 施策の協議・検討の場や計画の推進体制における障がい当事者の参画推進について
 - 障がい者が親になったときの子育て支援について
 - 計画の策定、施策の推進に係る主体について
 - 職員のスキルアップに係る具体的な目標設定について
 - 統計資料の追加要望について
 - 3つの計画案を1冊にまとめる場合の紙面構成について
 - 副学籍に係る市の施策の方向性について
 - 成年後見制度利用促進計画の位置づけについて
 - 安心生活支援事業の説明文について
- など

4 上田市における障がい福祉の課題

(1) 障がいへの理解の促進と普及啓発

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら安心して日常生活や社会生活を送るためには、社会的障壁*となるような施設や設備、制度、慣習、文化などについて、個人や社会が一層の理解を深めていかなければなりません。

障がい者等意向調査では、障がい者、障がい児の保護者、健常者のいずれにおいても、障がいへの理解が不十分であり、心のバリアフリー*化の推進が最重要課題であると感じていることが明らかになっており、本市の最重要課題として引き続き地域住民への障がいに対する意識啓発を促進していく必要があります。

この点、市では、令和2年7月1日に「うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例*」を施行し、障がいへの理解の一助として、手話言語の普及と、意思疎通手段等の利用促進を推進していくことを表明しました。条例の趣旨に則り、施策の推進が必要です。

障がいのある人の財産管理や身上保護、差別解消や虐待防止といった権利擁護意識の醸成も併せて障がいへの理解の促進と普及啓発が求められています。

(2) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためには、身近な地域で相談支援を受けられる体制が整っていたり、平時のみならず災害時や緊急時においても医療的ケア*を始めとする必要な支援が受けられたり、施設や建物、道路や住環境などのハード面でのバリアが取り除かれていたり、地域のあらゆる環境が丸ごと障がいのある人に対する福祉的視点で形成されていることが望まれます。

障がいのある人の困りごとを解決していけるよう様々な支援制度が用意されていますが、障がいのある人の相談に応じることは、そうした支援に結び付けるための入り口にあたるため、非常に重要な支援の一つです。障がい福祉サービス*を始めとする各種支援制度は、市民に最も身近な基礎自治体である市町村が実施主体となっているため、市を中心として、上小圏域障害者総合支援センターや相談支援事業者と連携しながら、相談支援体制の確保・拡充を進めていくことが必要です。

医療的ケア*や障がい福祉サービス*の提供、災害時等における合理的配慮*の提供、適切かつ利活用が容易な手法による情報提供など、あらゆる場面において必要な支援が受けられる体制の確保・整備も求められています。

また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」により、施設などの新設に当たり「移動等円滑化基準*」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務が定められているほか、障がい者等意向調査においても、安心安全な生活を送るうえで重要だと思う障がい福祉施策として、災害時でも困らないような体制の確保や差別の解消に次いでハード面のバリアフリー*化が挙げられていることから、依然としてバリアフリー*化の推進は重要施策に位置付けられています。

(3) 障がい児への切れ目のない支援

発達障がい*は、早期に発見し適切な支援をすることで、二次障がい*を防ぐことも可能です。重症心身障がい児や医療的ケア*の必要な児童は、外出手段や看護師等の配置を考慮する必要があることなど、特別な支援が必要となるため、関係機関と連携し支援体制を整備していく必要があります。

障がい児の保護者向けの意向調査において、進学先として地域の小中学校等を希望する傾向が強いことが明らかとなりました。障がい児に対しては、身近な地域でその子にあった支援と療育が18歳まで切れ目なく一貫して行われ、障がいの程度・成長段階に応じて、能力を向上し、自己実現を図るための支援が受けられることの重要性が高まっています。

そのため、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、持てる力を最大限に伸ばすことができるよう、また、障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン*）を推進するとともに、障がい特性に応じた利用形態や施設などの整備、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援が求められています。

また、同調査では、問題解決に至るような相談支援をして欲しいといった回答や、支援者が頻繁に変わらないで欲しいといった回答が多く、支援が切れ目なく行われるだけでなく、保護者に寄り添った伴走型支援により、障がい児を支える保護者への支援の充実も図られることが重要です。

(4) 障がいのある人の経済的自立支援

障がい者等意向調査の結果、就労していない障がいのある人のうち、就労していない理由としては、「障がいにより働けない」という理由を除いては、「希望する就労先が見つからない」という回答が第1位となっています。

障がいのある人が生きがいと自尊心をもって地域で生活していくためには、経済的自立が重要な要素のひとつです。障がいのある人の経済的自立に向け、働きたい意欲や技術を持った方が就労できるよう、障がい特性に応じた多様な雇用の場の確保が求められています。

さらに、賃金の向上も課題の一つです。とりわけ、福祉施設における就労環境の向上、工賃の向上に向け、障がい者就労施設などから物品、役務の調達を優先的・積極的に行うことが求められており、市においても、引き続き取り組んでいくことが必要です。

また、就労段階や就労後の定着を目指す段階のいずれにおいても、障がいを理由とする差別的取り扱いはありません。障がいを理由とする差別的取り扱いを禁止し、障がいのある人が働き続けられるよう、障がいを理解し指導・相談できる人の存在や、障がいに応じた多様な就労環境の確保、就労後の環境変化から生じる健康状態や生活等の課題に対応できる支援など、雇用先企業における合理的な配慮*や障がい福祉サービス*を始めとする社会資源による様々な支援が求められています。

上田公共職業安定所（ハローワーク上田）や上小圏域障害者就業・生活支援センター*及び企業と連携し、合理的配慮*の実施を啓発するとともに、一般就労の受入先の確保や一般就労への移行支援体制の強化が必要とされています。